

情報処理技術者試験事業 民間競争入札実施要項

平成 25 年 5 月 8 日

(独)情報処理推進機構

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成25年6月閣議決定予定）別表において民間競争入札の対象として選定された情報処理技術者試験事業（以下「試験実施事業」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

なお、試験実施事業の実施に当たっては、その重要性に鑑み、公正かつ的確に実施しなければならないとする試験実施事業全般の政策目標に十分配慮するものとする。

2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 対象公共サービスの詳細な内容

① 試験の概要

ア. 試験の目的

情報処理技術者試験は、情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）第 7 条第 1 項に基づき、経済産業大臣が情報処理に関する業務を行う者の技術の向上に資するため、情報処理に関して必要な知識及び技能を問う試験である。

イ. 試験実施事務の主体

試験実施事業に関する事務は、情報処理の促進に関する法律第 7 条第 2 項に基づき、機構が行っている。

ウ. 出願者数

この試験には昭和 44 年度から平成 24 年度秋期試験までにのべ 1,703 万人が応募し、のべ 208 万人が合格している。

エ. 試験区分

当事業の対象となる試験区分は次のとおりです。

- (ア) IT パスポート試験（春期及び秋期）
- (イ) 基本情報技術者試験（春期及び秋期）
- (ウ) 応用情報技術者試験（春期及び秋期）
- (エ) 情報セキュリティスペシャリスト試験（春期及び秋期）
- (オ) プロジェクトマネージャ試験（春期）
- (カ) データベーススペシャリスト試験（春期）
- (キ) エンベデッドシステムスペシャリスト試験（春期）
- (ク) IT サービスマネージャ試験（秋期）
- (ケ) システム監査技術者試験（春期）
- (コ) IT ストラテジスト試験（秋期）
- (サ) システムアーキテクト試験（秋期）
- (シ) ネットワークスペシャリスト試験（秋期）

※ IT パスポート試験については、身体障害者等のみを対象とする。

オ. 試験形式

試験区分	形式			
IT パスポート試験	多肢選択式			
基本情報技術者試験	多肢選択式	多肢選択式		
応用情報技術者試験	多肢選択式	記述式		
情報セキュリティスペシャリスト試験	多肢選択式	多肢選択式	記述式	記述式
プロジェクトマネージャ試験	多肢選択式	多肢選択式	記述式	論述式
データベーススペシャリスト試験	多肢選択式	多肢選択式	記述式	記述式
エンベデッドシステムスペシャリスト試験	多肢選択式	多肢選択式	記述式	記述式
IT サービスマネージャ試験	多肢選択式	多肢選択式	記述式	論述式
システム監査技術者試験	多肢選択式	多肢選択式	記述式	論述式
IT ストラテジスト試験	多肢選択式	多肢選択式	記述式	論述式
システムアーキテクト試験	多肢選択式	多肢選択式	記述式	論述式
ネットワークスペシャリスト試験	多肢選択式	多肢選択式	記述式	記述式

カ. 試験実施時期

試験は、例年春期は4月頃、秋期は10月頃に実施する。

② 入札対象事業

ア. 用語の定義

- (7) 「会場責任者」とは、担当する試験会場の責任者として、監督員及び管理員を指揮して試験実施について総括的な監督及び管理を行う。また、各種トラブルの処理などに当たる者をいう。
- (イ) 「監督員」とは、担当する試験室の責任者として、受験者への指示、説明及び非常時における受験者への対応に当たるとともに、試験の監督業務を行う者をいう。
- (ウ) 「管理員」とは、会場内外における受験者の案内・誘導、会場事務局における受験者との対応、問題冊子・答案用紙などの試験室への配分、回収点検、整理、会場事務局と各試験室との連絡などを行う者をいう。

イ. 事業期間

契約期間は、平成 25 年 10 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までとする。

ウ. 入札対象地域

入札対象地域は、次のとおりであり、地域ごとに入札を実施する。

- (7) 東京都（東京及び八王子試験地）
- (イ) 埼玉県、千葉県及び神奈川県（埼玉、千葉、柏、横浜、藤沢及び厚木試験地）
- (ウ) 愛知県（名古屋試験地）
- (エ) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県（滋賀、京都、大阪、神戸、奈良及び和歌山試験地）
- (オ) 北海道（札幌試験地）
- (カ) 宮城県（仙台試験地）
- (キ) 広島県（広島試験地）
- (ク) 香川県（高松試験地）
- (ケ) 福岡県（福岡試験地）
- (コ) 沖縄県（那覇試験地）

エ. 事業内容

(7) 試験会場の確保等業務

a. 会場確保（遅くとも試験日の2ヶ月前まで）

前年度同期の実績及び出願状況を参考に、試験会場（試験室、会場事務局及び予備室）を確保すること。なお、身体障害者等（以下「特別措置者」という。）の受験申請者用の試験室を、機構からの指示に従って確保すること。

b. 会場案内図の作成（試験日の2ヶ月前まで）

最寄りの交通機関からの道順、目標物等を明示した試験会場の案内図を作成し、機構に送付すること。

c. 初年度の試験会場の確保に係わる注意

民間事業者は、契約期間中の初年度においては、可能であれば機構又は従前の受託事業者が使用の許可や内諾等を得た試験会場又は書面や口頭で申請中の試験会場を使用すること。なお、内諾を受けた試験会場及び書面や口頭で申請中の試験会場の使用許可は、民間事業者が自ら取得すること。

d. 契約終了以降の次回試験会場の使用許可

民間事業者は、契約の最終年度において、契約終了以降の平成29年度の試験会場について、使用許可又は内諾等を受け、書面をもって次年度以降に試験を実施する者に引き継ぐこと。

e. 試験室割付

各回の試験ごとに機構から通知される試験区分ごとの受験申請者数に応じて、確保した試験会場における割付について、部屋割表（会場事務局の番号並びに試験室ごとの番号、収容人数及び試験区分等）を作成し機構に提出すること。

(4) 会場責任者、監督員等（以下「会場責任者等」という。）の確保及び割付業務

a. 会場責任者等の人数の基準

民間事業者は、次に掲げる数を目安に会場責任者等を確保すること。

1 試験会場当たり会場責任者1名、副責任者1名、1試験室当たり主任監督員1名、1試験室における受験申請者100人当たり監督員1名、以降、受験申請者50名増加ごとに監督員を1名追加、受験申請者500人当たり主任管理員1名、受験申請者200人当たり管理員1名。

また、会場の規模・状況に応じて所要の警備員等を確保すること。

b. 会場責任者等の選定基準

試験運営業務に支障を来さないよう、原則として会場責任者及び副責任者は全て国家試験又はそれに類する試験の運営業務の経験者を充て、会場責任者等の総合的な質の確保を図ること。

c. 会場責任者等の割付の報告

会場責任者等を試験会場別及び試験室別に割り付けること。また、会場責任者等の名簿及び試験会場別の人数配置表を作成し機構へ提出すること。

(ウ) 試験運営業務

a. 機構が送付する問題冊子（正誤表を含む。以下同じ。）及び答案用紙等一式（以下「問題冊子等一式」という。）について、機構の指定する期日に機構が指定する運送業者の保管場所等において機構の指定する方法に基づき確認し、当該運送業者に引き続き試験日まで保管させること。

b. 問題冊子等一式の輸送について、試験当日、機構から指定された時間に試験会場において受領すること。

c. 次に掲げる各項の処理に特に注意を払いつつ、機構の会場事務局・管理員マニュアル及び監督員マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、試験運営を行うこと。また、会場責任者等に対する事前のオリエンテーション等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ること。

(a) 試験会場を設営すること。

(b) 当日の問い合わせやクレームに対応すること。マニュアルによっても対処できない問い合わせやクレームについては、速やかに機構に連絡し指示を仰ぐこと。

(c) 機構から指示された特別措置者の受験申請者に対する個別注意事項に配慮すること。

(d) 問題に正誤表がある場合は、マニュアル又は機構の指示に従って配付・掲示等を行い、受験者に対して確実に説明すること。

(e) 受験者の出席確認を正確に行い、試験を定刻に開始し、監督し、定刻に終了すること。

(f) 答案用紙を回収し、数量の確認及び封緘を行い、受験票綴りと併せて機構が指定する運送業者に引き渡すこと。

(g) 個人情報記載された書類を機構の指示に基づき廃棄すること。

(h) 試験会場の原状回復を行うこと。

d. 試験終了後、機構の指定する運送業者の保管場所等において、試験会場から回収した答案用紙、受験票綴り等の箱数を確認した後、機構の指定する方法に基づき運送業者に引き渡すこと。

e. 2. (1) ②ウ. 入札対象地域の(ア)～(イ)の場合、民間事業者は、試験日の2週間前から試験日の1週間後まで、受験申請者等からの試験実施に係わる問い合わせ（戻り受験票の再送など）、クレーム等に対し、専用の問い合わせ窓口を設置し、機構と密接に連絡を取り合い、受験申請者に迅速、適切

に対応すること。

対応時間：平日 9：30～18：15、試験前日の土曜日 9：30～18：15、
試験日 7：00～18：15

なお、民間事業者は、機構からのヒアリングや資料を参考に受験者問い合わせ対応マニュアルを作成し、試験日の1ヶ月前までに機構に提出し、その内容について機構の確認を受けること。

(2) 対象公共サービスの実施に当たり確保されるべきサービスの質

① 試験会場の確保等業務

- ア. 機構の試験会場の借り上げ実績を参考とした概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備えた受験申請者数全数の収容を可能とする試験会場の確保。
- イ. マニュアルの「試験室の設営」を参考とし、余裕を持った試験室内の座席配置。

② 試験運営業務

- ア. 次に掲げる各項に特に注意を払いつつ、マニュアルに基づいた試験運営。ただし、災害等非常時においては受験者の安全確保を第一とする。
 - (ア) 試験問題の盗難、亡失及び事前漏洩の絶対防止。
 - (イ) 試験時間の過不足の絶対防止。
 - (ウ) 不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処。
 - (エ) マニュアルを厳格に適用することによる正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認。
 - (オ) 受験者に配付した答案用紙及び受験票（本人控えは除く。）の全数回収。
 - (カ) 回収した答案用紙への加筆及び訂正の絶対防止。
 - (キ) 未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出の絶対防止。
 - (ク) 個人情報の盗難、亡失及び漏洩の絶対防止。
- イ. 試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルの防止。

③ 業務の改善

民間事業者は、次の場合、速やかに業務の改善計画書を作成及び提出し、機構の承認を得た上で改善策を実施するものとする。

なお、民間事業者は、改善計画書の作成、提出及び実施に当たり、機構に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

ア. 機構が、2.(1)②エに示す業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合

イ. 民間事業者が、業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合

(3) 契約の形態及び支払い

① 契約の形態

契約の形態は請負契約とする。

② 報酬の支払い

民間事業者が各回の試験において2.(1)②エに掲げる業務全てを完了したときは、機構は、各回の試験に関する8.(1)①オの報告を受け、当該全業務の履行を確認した上で、請負契約に基づき民間事業者が実施する入札対象事業（以下「本事業」という。）の報酬として、予め請負契約により約定された請負報酬の額を、民間事業者からの請求に基づき各適正な請求書を受領した月の翌月末までに支払う。

また、民間事業者は、特別措置者のための配慮等に起因して追加負担が生じた場合には、追加負担の額を機構との協議によって確定し、請求することができる。この場合において、機構は請求を受けた月の翌月末までに追加負担額を支払う。

③ 受験申請者数の増減に伴う報酬の額の見直し

機構及び民間事業者は、平成24年度春期又は秋期試験を基準として、期ごとに10%を超える受験申請者数の増減があった場合には、協議によって各回の請負報酬の額の見直しを行うことができる。

④ 請負報酬の減額

機構は、民間事業者の2.(1)②エの各業務の履行の確認において、民間事業者の責めに帰すべき事由により、試験問題の漏洩など重度の不備が生じ、試験の有効性に影響を及ぼしたと認められた場合は、2.(1)②エの業務に係る契約金相当額の支払を行わない。

また、民間事業者の責めに帰すべき事由により、重度には至らない次の不備が生じた場合と機構が判断した場合、次の区分（次の区分に類する不備を含む）により、請負報酬の減額を行うことができる。

ア. 正味の試験時間の確保漏れ（重度の不備には該当しない場合）

当該試験における2.(1)②エの業務に係る契約金相当額の5%

イ. 答案用紙の一部回収漏れ

当該試験における2.(1)②エの業務に係る契約金相当額の5%

ウ. 回収した答案用紙への加筆及び訂正

当該試験における2.(1)②エの業務に係る契約金相当額の5%

エ. 未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流失

当該試験における2.(1)②エの業務に係る契約金相当額の5%

オ. 個人情報の一部盗難、亡失及び漏洩

当該試験における2.(1)②エの業務に係る契約金相当額の5%

3. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、平成 25 年 10 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までとする。
契約期間内に実施する試験は次のとおりである。なお、今後の法令改正等により試験制度に変更があった場合には、それに伴う所要の修正を行う場合がある。

- (1) 平成 26 年 4 月の第 3 日曜日に実施予定の平成 26 年度春期の試験
 - (2) 平成 26 年 10 月の第 3 日曜日に実施予定の平成 26 年度秋期の試験
 - (3) 平成 27 年 4 月の第 3 日曜日に実施予定の平成 27 年度春期の試験
 - (4) 平成 27 年 10 月の第 3 日曜日に実施予定の平成 27 年度秋期の試験
 - (5) 平成 28 年 4 月の第 3 日曜日に実施予定の平成 28 年度春期の試験
 - (6) 平成 28 年 10 月の第 3 日曜日に実施予定の平成 28 年度秋期の試験
- ※試験日及び願書受付期間は、概ね 4 ヶ月前までに官報に公示される。

4. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条(第 11 号を除く)に抵触しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 法人税及び消費税等の滞納がないこと。
- (5) 実施要項案の策定に携わった法人又は個人でないこと(実施要項の策定過程で公表した案に対する意見聴取に応じた者を除く。)
- (6) 平成 25・26・27 年度競争参加資格(全省庁統一資格)における資格を有する者であること。ただし、下記(9)①~④の地域は、「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。
- (7) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者(理事長が特に認める場合を含む)であること。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(9) 過去5年間のうち、複数年かつ年1回以上の頻度において、下記①～⑩の地域に記載されている人数以上の受験申請者を対象に、国家試験又はそれに類する試験実施業務（会場確保、会場責任者等の確保及び試験運営）を複数会場において同時に実施した実績があること。

- ① 東京都（東京及び八王子試験地）：4万人
- ② 埼玉県、千葉県及び神奈川県（埼玉、千葉、柏、横浜、藤沢及び厚木試験地）：4万人
- ③ 愛知県（名古屋試験地）：6千人
- ④ 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県（滋賀、京都、大阪、神戸、奈良及び和歌山試験地）：2万人
- ⑤ 北海道（札幌試験地）：1千人
- ⑥ 宮城県（仙台試験地）：1千人
- ⑦ 広島県（広島試験地）：1千人
- ⑧ 香川県（高松試験地）：1千人
- ⑨ 福岡県（福岡試験地）：1千人
- ⑩ 沖縄県（那覇試験地）：1千人

(10) 入札説明会等で交付される資料の交付を受けた者であること。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール

- | | |
|-----------------------------|------------|
| ① 入札公告： | 平成25年5月中旬頃 |
| ② 入札説明会： | 平成25年5月下旬頃 |
| ③ 質問受付期限： | 平成25年6月上旬頃 |
| ④ 入札書提出期限： | 平成25年6月下旬頃 |
| ⑤ 提案書の審査及び入札参加者によるプレゼンテーション | 平成25年7月中旬頃 |
| ⑥ 開札及び落札者の決定： | 平成25年7月下旬頃 |
| ⑦ 契約締結： | 平成25年10月1日 |

(2) 入札の実施手続

① 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、機構において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、機構に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び機構からの回答は原則として入札説明会に参加した全ての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害する恐れがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

② 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を別に定める入札公告書及び入札仕様書に記載された期日と方法により、機構が指定する場所まで提出すること。

ア. 入札金額（契約期間内の全ての本事業に対する報酬の総額の105分の100に相当する金額）を記載した書類（入札書）

イ. 総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）

ウ. 平成25・26・27年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

エ. 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

③ 提案書の内容

入札参加者が提出する提案書には、企画提案の内容として明らかにされる業務の質に関する評価を受けるため、次の事項を記載すること。

ア. 組織的基盤に関する事項

(ア) 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成18年7月5日政令第228号）第3条に規定する特定支配関係にある場合その者（以下「親会社等」という。）に関する上記情報

イ. 経理的基盤に関する事項（次の書類を添付すること。）

(イ) 登記事項証明書

(ロ) 直近3期分の法人税確定申告書の写（税務署受付印のある申請書一式。財務諸表も添付すること。なお、直近の決算月が入札日から3ヶ月以上遡る場合は、入札日が属する月の前月末まで残高試算表を添付すること。）

(ハ) 申請月を含む向こう6ヶ月間の資金繰り表

(ニ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（直近のもの）

ウ. 実施体制

(ア) 業務責任体制（責任者名、事業担当者名、責任者と事業担当者の役割分担など）

(イ) 業務従事者の配置

(ロ) 機構との連絡体制

(ハ) 本事業の実施に当たり、その業務の一部について第三者に委託し又は請け負わせる場合には、業務の範囲、理由、委託先等に対する報告徴収その他運営管理の方法

(ニ) 情報セキュリティ対策

エ. 事業計画

- (7) 本事業を実施するために必要な事項

オ. 実績に関する事項

- (7) 過去5年間に国家試験又はそれに類する試験の実施業務（会場確保、会場責任者等の確保及び試験運営）を円滑かつ確実に実施した実績の概要

6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

本事業を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。

(1) 落札者を決定するための評価の基準

① 技術点（得点配分 200 点）別紙 1

技術評価は、提出された提案書の内容が、本事業の趣旨に沿った実行可能なものであるか（必須項目）、また、効果的なものであるか（加点項目）について行い、必須項目審査の得点（以下「基礎点」という。）と加点項目審査の得点（以下「加点」という。）の合計点を技術点とする。

ア. 基礎点（80 点）

次の必須項目について審査を行い、その全てを満たしている提案には基礎点 80 点を与え、その一つでも欠ける提案は不合格とする。

(7) 経理的基盤

本事業を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有していること。

（評価項目）

直近3期分及び直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までにおいて債務超過の状態にないこと、累損がないこと及び現在において手許流動性など資金繰りの状態が健全であること。

(4) 実施体制

本事業を確実に遂行できるだけの業務責任体制（責任者と事業担当者の役割分担、再委託先との責任体制、業務従事者の配置、機構との連絡体制など）の計画を立案していること。

(5) 事業計画

本事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質の内容を全て満たした試験運営業務に関する計画を立案していること。

イ. 加点（120 点満点）

次の(ア)、(イ)の加点項目について審査を行う。効果的及び確実な実施が期待できるかという観点から、入札参加者の企画提案を相対評価することにより加点する。具体的には、加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を比較し、各入札参加者に対して審査基準により得点を付与する。

表 審査基準〔相対評価項目〕

評価 ランク	評価基準	項目別得点	
		30	10
S	通常の想定を超える卓越した提案内容である	30	10
A	通常想定される提案としては最適な内容である	18	6
B	概ね妥当な内容である	9	3
C	内容が不十分である	0	0

※項目別得点の左側（30、18、9、0点）は、6.（1）①イ.（イ）c.（b）の項目に適用。

(ア) 実績(実績に応じて0点～20点。)

4.（9）の参加資格要件ごとの基準に加え、次のとおり加点する。

- a. 下記(a)～(d)の地域は、試験の受験申請者数が1万人増加するごとに4点、最大20点まで加点する。
- b. 下記(e)～(j)の地域は、試験の受験申請者数が4千人増加するごとに4点、最大20点まで加点する。
 - (a) 東京都（東京及び八王子試験地）
 - (b) 埼玉県、千葉県及び神奈川県（埼玉、千葉、柏、横浜、藤沢及び厚木試験地）
 - (c) 愛知県（名古屋試験地）
 - (d) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県（滋賀、京都、大阪、神戸、奈良及び和歌山試験地）
 - (e) 北海道（札幌試験地）
 - (f) 宮城県（仙台試験地）
 - (g) 広島県（広島試験地）
 - (h) 香川県（高松試験地）
 - (i) 福岡県（福岡試験地）
 - (j) 沖縄県（那覇試験地）

- (イ) 事業計画の周密性及び確実性（内容に応じて0点～100点。）
- a. 機構の過去の実績や地域の状況を踏まえ、本事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質を満たした適切な会場候補及びその根拠を列記し、具体的かつ確実な会場確保の方法を記載しているか。（10点）
 - (a) 当該地域における会場確保の強みと会場確保実績（過去5年）及び本事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質を満たす会場を確保するための方策を具体的に説明すること。（0点～10点）
 - b. 質の高い会場責任者等（国家試験又はそれに類する試験実施業務の経験者）を充てる等、計画及び確実な遂行に必要な資源を予め確保しているか。（30点）
 - (a) 会場責任者及び副責任者の具体的な確保計画。（0点～10点）
 - (b) 主任監督員の具体的な確保計画。（0点～10点）
 - (c) 公正、確実かつ円滑な試験運営を実現するための試験会場及び試験室運営体制の具体的な計画。（0点～10点）
 - c. マニュアルに基づく試験運営の実施等、試験運営業務の確実な遂行のため本事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質を踏まえた具体的方策が記載されているか。（50点）
 - (a) 当日の試験運営、準備、後処理の具体的な実施方法、体制。（0点～10点）
 - (b) マニュアルに基づく試験運営を徹底するための具体的な取組み、職務別の具体的な教育計画等。（0点～30点）
 - (c) 受験者からの問い合わせ、クレーム、要望に対して迅速、適切に対する具体的な態勢。（0点～10点）
 - d. 業務体制の計画は、本事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質の内容を全て満たした必要な業務が考慮されたものであり、かつスケジュールや事業体制が妥当なものであるか。（10点）
 - (a) 本事業を確実に遂行できる具体的な体制、役割分担、作業スケジュール等。（0点～10点）

② 入札価格点

入札価格に係る評価点については、次の計算方法により、事業者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。なお、入札価格に係る得点配分は100点とする。

$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{入札価格に係る得点配分} (100 \text{点})$

(2) 落札者の決定

- ① 前記(1)の必須項目を全て満たし、入札価格が機構会計規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ技術点及び入札価格点の合計(総合評価点)が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{aligned} \text{総合評価点} &= \quad \quad \quad [\text{技術点}] \quad \quad \quad + \quad \quad \quad [\text{入札価格点}] \\ &= [\text{基礎点(80点)} + \text{加点(120点満点)}] + [(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100 \text{点}] \end{aligned}$$

- ② 必須項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した入札金額の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- ③ 落札者となるべき者の入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の入札金額をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い1者を落札者とすることがある。
- ④ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない機構の職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- ⑤ 機構は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(3) 落札者が決定しなかった場合の措置

機構は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、入札条件等を見直し、再度入札公告に付することとする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本業務の準備に必要な期間を確保できない等のやむを得ない場合には、入札対象事業を自ら実施すること等ができる。この場合において、機構はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告する。

7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙2

8. 民間事業者が機構に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他本事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 民間事業者が機構に報告すべき事項

① 報告等

ア. 実施状況の報告

民間事業者は、事業開始日から起算して3ヶ月を経過するごとに、経過の日から1ヶ月以内に、本事業の実施状況を機構に報告しなければならない。

イ. 試験会場におけるトラブルの報告

民間事業者は、試験会場における事故や急病及び2.(2)②ア.の各号に抵触する行為について、迅速に対応するとともに速やかに機構に報告しなければならない。

また、機構が授受した答案用紙又は受験票綴りの記載事項若しくは回収数の正確性に疑義があり、機構から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。

ウ. 問い合わせ内容等の報告

民間事業者は、試験日当日における試験会場でのクレームやトラブル及び2.(1)②エ.(ウ)eの問い合わせ等について、その内容及び対処方法を試験日が属する月の月末までに機構に報告しなければならない。

また、試験日以降、機構に寄せられた本事業に関するクレームや問い合わせについて、機構から報告を求められたときは、民間事業者は迅速にこれに応じなければならない。

エ. 問い合わせ対応結果の報告

上記ウ.に係わらず民間事業者は、2.(1)②エ.(ウ)eの問い合わせ対応業務で、受験申請者等からの試験実施に係わる問い合わせ、クレーム等に対し設置した問い合わせ窓口での対応結果を、毎日機構に報告しなければならない。

オ. 実施に要した経費の報告

民間事業者は、本事業の実施に要した経費について、各年の春期及び秋期の試験日及び本事業を終了し若しくは中止した日が属する月の翌月末までに、機構に報告しなければならない。

② 調査

機構は、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条1項に基づき、民間事業者に対し、必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、本事業の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1

項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

民間事業者は、機構の行う調査に協力をしなければならない。

③ 指示

機構は、本事業を適正かつ的確に実施させるために、必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

民間事業者は、機構の指示に従わなければならない。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

① 民間事業者は、個人情報及びその他本事業に関して機構が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び事業遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。

② 民間事業者は、個人情報を収集及び保管し、又は使用するに当たっては、本事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。

③ 民間事業者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。民間事業者は、個人情報を管理する部署及び管理者等を記載した書面を機構に契約締結後速やかに通知しなければならない。

④ 民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

⑤ 民間事業者は、各年の春期及び秋期の試験が終了した場合及び本事業を終了し若しくは中止した場合は、本事業によって取得した個人情報を機構の指示に基づき廃棄しなければならない。この場合において、民間事業者は、本事業によって取得した個人情報が廃棄されたことを証明する文書を試験日の属する月末又は本事業を終了し若しくは中止した日の属する月の月末までに機構に提出しなければならない。

(3) 業務の引き継ぎ

① 機構又は従前の民間事業者は、次期の民間事業者が本事業を開始するまでの間に、業務内容等を明らかにした書類等により、業務の引継を行うものとする。

② 契約期間の満了に伴い本事業が終了する場合には、機構は又は次期の民間事業者は、従前の民間事業者から引継を受けるものとする。この場合、必要に応じて、機構が業務終了前に従前の民間事業者に対し引継に必要な資料を求めた場合には、従前の民間事業者は応じるものとする。また、事業実施者である民間事業者が変更になる場合、従前の民間事業者は、次期の民間事業者へ引継を行うものとする。

(4) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 事業の開始及び中止

ア. 事業の開始

民間事業者は、締結された本契約に定められた本事業開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。

イ. 事業の中止

民間事業者は、やむを得ない理由により、本事業を中止しようとするときは、予め機構の承認を得なければならない。この場合において、機構は既に支払った報酬を除き、一切の経費又は報酬を支払わない。

② 公正な取扱い

ア. 民間事業者は、本事業の実施に当たって、受験申請者を合理的な理由なく区別してはならない。

イ. 民間事業者の役職員（本事業に従事している者に限る。）は、本事業を実施している間、試験に申込み又は受験をしてはならない。

③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本事業において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

④ 宣伝行為の禁止

ア. 本事業の宣伝

民間事業者及びその事業に従事する者は、「独立行政法人情報処理推進機構」や「情報処理技術者試験」の名称並びに機構の保有するロゴなどを本事業以外の自ら行う事業の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び、自ら行う事業が情報処理技術者試験の業務の一部であるかのように誤認される恐れのある行為をしてはならない。

イ. 自らが行う事業の宣伝

民間事業者は、本事業の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑤法令の遵守

民間事業者は、本事業を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥安全衛生

民間事業者は、本事業に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦ 記録及び帳簿

民間事業者又は民間事業者であった者は、本事業の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、本事業を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡

民間事業者は、請負契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨ 権利義務の帰属等

ア. 印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は、機構に帰属する。

イ. 民間事業者は、本事業の実施状況を公表しようとするときは、予め機構の承認を受けなければならない。

⑩ 契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、試験会場等において、機構の許可を得ることなく自ら行う事業又は機構以外の者との契約（機構との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑪ 取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、本事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は機構以外の者との契約（本事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

⑫ 再委託の取扱い

ア. 全部委託の禁止

民間事業者は、本事業の全部を一括して再委託してはならない。

イ. 再委託の合理性等

民間事業者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め提案書等において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

ウ. 契約後の再委託

民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で機構の承認を受けなければならない。

エ. 再委託先からの報告

民間事業者は、前記イ又はウにより再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ. 再委託先の義務

再委託先は、8.（2）及び（4）②から⑩までに掲げる事項について、民間

事業者と同様の義務を負うものとする。

カ. 民間事業者の責任

再委託先の事業者の責めに帰すべき事由は、受託事業者の責めに帰すべき事由とみなして、受託事業者が責任を負うものとする。

⑬ 契約内容の変更

機構及び民間事業者は、本事業の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、予め変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

⑭ 契約の解除

機構は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア. 偽りその他不正の行為により落札者となった場合。

イ. 法第 14 条第 2 項第 3 号又は第 15 条において準用する第 10 条の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

ウ. 契約に従って本事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

エ. 前記ウ. に掲げる場合のほか契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

オ. 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき

カ. 法令又は契約に基づく検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

キ. 法令又は契約に基づく指示（8. に掲げる措置を履行しなかった場合を含む。）に違反したとき。

ク. 民間事業者又はその役職員その他本事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、本事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用した場合。

ケ. 暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。

コ. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

サ. 財産状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる事由があるとき。

シ. 破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。

ス. 談合等の不正行為について、次の各号の一に該当するとき。

(7) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第 66 条第 4 項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定した

とき。

- (イ) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- (ウ) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (エ) 民間事業者又は民間事業者の代理人(民間事業者又は民間事業者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人)が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

⑮ 契約解除時の取扱

ア. 契約解除時の請負報酬の支払い

前記⑭の規定により契約を解除した場合には、機構は民間事業者に対し、当該契約の解除の日までに適正に履行された本業務について2.(3)②の要領により報酬を支払う。

イ. 契約解除時の違約金

- (7) 前記⑭の規定により契約を解除した場合には、民間事業者は、契約金額の105分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として機構が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、機構は解除原因に起因する損害額が当該金額に満たないと判断する場合には、違約金の支払いを減額し、又は免除することができる。

前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。また、民間事業者は契約の履行を理由として違約金を免れることができない。

- (イ) 民間事業者は、前記の解除原因のうち、⑭ス.(エ)に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前記⑭ス.(エ)に基づく違約金に加え、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として機構が指定する期日までに別途支払わなければならない。
 - a. 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - b. 当該刑の確定において、民間事業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

c. 民間事業者が機構に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

(㊦) 機構は、民間事業者が複数の独立した解除原因に該当する場合には、当該解除原因ごとに違約金の請求をすることができる。

ウ. 損害賠償

民間事業者は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、機構に損害を与えた場合は、機構に対し、一切の損害を賠償するものとする。この損害には、機構が民間事業者に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において機構が国民等に支払いを要する金額及び機構が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

なお、機構から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

エ. 延滞金

機構は、民間事業者が前記イ及びウの規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

オ. 本事業の完了

前記⑭の規定により契約を解除した場合には、民間事業者は、機構との協議に基づき、本事業を機構に引き継ぐための処理について、責任を持って対応を行わなければならない。

⑯ 不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、前記事項にかかわらず、民間事業者の責に帰することができない事由により本事業の全部又は一部の履行が遅滞したり、不能となったりした場合は、当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

⑰ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と機構が協議するものとする。

9. 本事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償 に関して民間事業者が負うべき責任

本契約を履行するに当たり、民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の本事業に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(1) 民間事業者に対する求償

機構が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責に帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 機構に対する求償

民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責に帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスの評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の実施時期

機構は、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成27年3月を予定）を踏まえ、情報処理技術者試験業務の実施状況については、平成26年度春期及び秋期の試験の状況を調査する。

(2) 調査の実施方法

機構は、機構が実施した情報処理技術者試験業務と民間事業者が実施した情報処理技術者試験業務の実績を比較することができるように、本事業の実施状況等の調査を行う。このため、民間事業者は、試験（春期及び秋期）ごとに、試験日から3ヵ月以内までに当該試験の実施状況について機構へ報告し、機構は、民間事業者から受けた試験の実施状況及び民間事業者へのヒアリング等を通じて調査を実施する。

(3) 調査項目

- ① 問題冊子の漏洩の数とその原因について
- ② 答案用紙の回収漏れの数とその原因について
- ③ 試験日当日におけるクレームやトラブルの内容と対処方法について
- ④ 上記の事象の再発を防止するための具体的な措置について
- ⑤ 実施経費

(4) 意見聴取等

機構は、本事業の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、民間事業者（会場責任者等を含む。）及び受験者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 実施状況等の提出

機構は、本事業の実施状況について、10.(1)の評価を行うために、平成27年2月を目途に内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出する。

1.1. その他本事業の実施に際し必要な事項

(1) 本事業実施状況等の監理委員会への報告及び公表

機構は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会に通知する。また、機構が必要と判断した場合は、機構はその措置の内容等を公表する。

(2) 機構の監督体制

本事業の実施に係る監督は、試験センター実施グループが行い、グループリーダーを責任者とする。本事業の実施状況に係る監督は、8.により行うこととする。

(3) 主な民間事業者の責務

- ① 法第25条第2項の規定により、本事業に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 法第54条の規定により、本事業の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以上の罰金に処される。
- ③ 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反したものは、30万円以下の罰金に処される
- ④ 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

- ⑤ 会計検査について民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。

（４）評価委員会の開催

機構は、本業務の実施状況の評価等を行うに当たり、専門的技術的知見を得るために、機構及び外部有識者を構成員とする評価委員会を開催することとする。

評価項目一覧表

評価項目		提案要求事項	評価区分	得点配分			提案書頁番号
大項目	小項目			基礎点	加点	合計	
1 経理的基盤に関する事項							
	1.1	経理的基盤に関する事項 ・本事業を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有していること。 (評価項目) ・直近3期分及び直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までにおいて債務超過の状態にないこと、累損がないこと及び現在において手許流動性など資金繰りの状態が健全であること。	必須	※	-		
2 実施体制							
	2.1	実施体制 ・本事業を確実に遂行できるだけの業務責任体制(責任者と事業担当者の役割分担、再委託先との責任体制、業務従事者の配置、機構との連絡体制など)の計画を立案していること。	必須	※	-		
3 事業計画							
	3.1	事業計画 ・本事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質の内容を全て満たした試験運営業務に関する計画を立案していること。	必須	※	-	-	
4 実績							
	4.1	実績 ・入札参加要件である実績(4. 入札参加資格に関する事項(9))を満たす場合を基準とし、入札対象地域①～④は試験の受験申請者数が1万人増加するごとに4点、最大20点まで加点する。入札対象地域⑤～⑩は試験の受験申請者数が4千人増加するごとに4点、最大20点まで加点する。	加点	-	20	20	

5 事業計画の周密性及び確実性									
5	5.1	・機構の過去の実績や地域の状況を踏まえ、本事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質を満たした適切な会場候補及びその根拠を列記し、具体的かつ確実な会場確保の方法を記載しているか。	・当該地域における会場確保の強みと会場確保実績(過去5年)及び本事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質を満たす会場を確保するための具体的な方策。	加 点	-	10	10		
	5.2	・質の高い会場責任者等(国家試験又はそれに類する試験実施業務の経験者)を充てる等、計画及び確実な遂行に必要な資源を予め確保しているか。	・会場責任者及び副責任者の具体的な確保計画。	加 点	-	10	30		
			・主任監督員の具体的な確保計画。	加 点	-	10			
			・公正、確実かつ円滑な試験運営を実現するための試験会場及び試験室運営体制の具体的な計画。	加 点	-	10			
	5.3	・マニュアルに基づく試験運営の実施等、試験運営業務の確実な遂行のため、本事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質を踏まえた具体的方策が記載されているか。	・当日の試験運営、準備、後処理の具体的な実施方法、体制。	加 点	-	10	50		
			・マニュアルに基づく試験運営を徹底するための具体的な取組み、職務別の具体的な教育計画等。	加 点	-	30			
			・受験者からの問い合わせ、クレーム、要望に対して迅速、適切に対する具体的な態勢。	加 点	-	10			
	5.4	・業務体制の計画は、本事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質の内容を全て満たした必要な業務が考慮されたものであり、かつスケジュールや事業体制が妥当なものであるか。	・本事業を確実に遂行できる具体的な体制、役割分担、作業スケジュール等。	加 点	-	10	10		
	合計					80	120	200	

東京、八王子試験地	・ ・ ・ 28
埼玉、千葉、柏、横浜、藤沢、厚木試験地	・ ・ ・ 35
名古屋試験地	・ ・ ・ 41
大阪、滋賀、京都、奈良、神戸、和歌山試験地	・ ・ ・ 46
札幌試験地	・ ・ ・ 52
仙台試験地	・ ・ ・ 57
広島試験地	・ ・ ・ 62
高松試験地	・ ・ ・ 67
福岡試験地	・ ・ ・ 72
那覇試験地	・ ・ ・ 77

従来の実施状況に関する情報の開示（東京、八王子試験地）

1 従来の実施に要した経費

（単位：千円）

		22年度	23年度	24年度
		関東支部	関東支部	民間事業者
人件費	常勤職員	18,096	18,152	—
	非常勤職員	0	0	—
物件費		180,078	178,833	—
委託費等	委託費定額部分	0	0	303,167
	成果報酬等	0	0	—
	監督員等謝金等	147,631	146,470	—
	旅費その他	145	44	—
計(a)		345,950	343,499	303,167
参考値	減価償却費	0	0	—
	退職給付費用	1,110	1,461	—
(b)	間接部門費	2,637	2,470	—
(a) + (b)		349,697	347,430	303,167

（注記事項）

- ①関東支部は23年12月で廃止しました。
- ②関東支部の業務形態
関東支部の常勤職員等が試験会場の確保、監督員等の確保、当日の試験運営を実施していました。
- ③24年度以降は、市場化テストにより民間事業者が実施しているため、上記経費(a)+(b)の欄は、契約金額を2で除した数字を年間の経費として記載しました。
- ④24年度以降はIP（特別措置者を除く）は実施していません。

2. 各費目の内容

①人件費

以下の経費に業務従事割合、当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPパスポート（以下、IPという。）を除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。
 常勤職員：嘱託手当、超勤手当、社会保険料、介護保険料、雇用保険料
 非常勤職員：非常勤職員手当

※ 人員数は「2. 従来の実施に要した人員」をご参照下さい。

②物件費

以下の経費に当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。
 試験会場：会場借上料、会場消耗品費等

以下の経費に業務従事割合、当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。
 支部事務所：事務所賃借料、水道光熱費、通信運搬費等

※ 借上となる会場については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。

③委託費等

以下の経費に当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。
 監督員等謝金等：監督員等謝金等、宿泊費、交際費等

以下の経費に業務従事割合、当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。
 旅費その他：国内旅費、業務委託手数料等

※ 請負料を積算する基準となる業務量については、「2. 従来の実施に要した人員」に注記しております。

※ 監督員等の数については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。

3. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下のとおりです。

①減価償却費の算定対象資産、算定方法は、以下のとおりです。

民間事業者において調達すべき資産はないことから計上していません。

②退職給付費用の算定方法は、以下のとおりです。

対象者の退職給付費用に、業務従事割合、当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。

③間接部門費の算定対象部門は、以下のとおりです。

試験センター共通の間接部門としてセンター長、企画グループ及び支部共通の間接部門として実施グループを対象にしており、職員数割合および入札対象業務への業務従事割合等を基準に配賦しております。また支部業務の中の庶務業務も対象とし、業務従事割合を基準に配賦しています。
 なお、配賦した金額は、当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものです。

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	22年度	23年度	24年度
	関東支部	関東支部	民間事業者
常勤職員	0.364	0.374	—
非常勤職員	0	0	—

(業務従事者に求められる知識・経験等)

試験実施業務の公平・厳正な実施を確保する観点から、国家試験、公的試験又はこれらに類する試験の監督を経験した者であることが望まれます。

(業務の繁閑の状況とその対応)

関東支部では、試験直前の2ヶ月前程度(2月下旬、8月下旬)から、会場責任者等の管理業務、問題冊子・答案用紙の受領と答案用紙の発送に係る準備等の業務が始まり、試験当日まで繁忙となります。このため、試験用具の配布仕分け、消耗品の買い出し、試験会場教室配置図の作成補助、電話対応などの業務を処理するため、臨時補助員を雇用していました。

(注記事項)

1. 入札対象業務に年度を通じて直接従事した常勤者及び非常勤者の人数を記載しています。

機構が配置していた常勤職員は9名(うち2名は派遣職員)でしたが民間競争入札の対象業務以外の業務と兼務していたため、当該業務に携わる比率を考慮して算定しています。人員数は1人の職員が1年間対象業務に従事した場合を1人として算定した数値を記載しています。

対象業務にかかる工数193.7人日÷(年間業務日数250日)に、当該試験地受験申請者割合と当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じた数値を計上しています。

2. 関東支部の職員は、対象業務以外に案内書・願書の配付、応募者の問い合わせ対応、経理・庶務その他バックオフィス業務、水戸・土浦・宇都宮・前橋・新潟・長岡・甲府・長野・静岡・浜松における協力先団体との連絡調整等の業務を実施していました。

3 従来の実施に要した施設及び設備

事務所：なし

設備：なし

試験区別受験申請者数：平成22年度春期試験～24年度秋期試験の受験申請者数

(単位：人)

実施試験区分	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
システム監査技術者	3,040		2,836		1,967	
プロジェクトマネージャ	10,763		11,279		7,992	
データベーススペシャリスト	10,909		10,797		7,201	
エンベデッドシステムスペシャリスト	2,778		2,636		1,306	
情報セキュリティスペシャリスト	9,715	9,116	10,057	8,757	10,355	10,042
応用情報技術者	19,500	19,742	18,369	17,005	17,913	18,668
基本情報技術者	25,691	26,302	25,215	21,734	21,609	21,796
ITストラテジスト		4,701		4,074		3,219
システムアーキテクト		6,941		5,593		3,956
ネットワークスペシャリスト		8,098		7,149		7,649
ITサービスマネージャ		3,415		3,221		2,421
計	82,396	78,315	81,189	67,533	68,343	67,751

ITパスポート	12,264	14,895	12,448	11,087	3	1
合計	94,660	93,210	93,637	78,620	68,346	67,752

※ 24年度のIPは、特別措置者の受験申請者数である。

試験会場：平成22年度春期試験～24年度秋期試験時に借用した会場

東京試験地

(単位：人)

試験会場	平成22年 度春期	平成22年 度秋期	平成23年 度特別	平成23年 度秋期	平成24年 度春期	平成24年 度秋期
学習院大学			1,454			
日本大学(経済学部)	2,294		1,090		2,200	
専修大学			1,226			
明治大学(駿河台)	908					
大原簿記学校	500	700	576	375	664	717
東京大学(法、文)					700	990
東京大学 駒場キャンパス					2,724	
東京電機大学	1,897	1,926		2,000		
立志舎 BEST COLLEGES	700	700	660	554	554	554
立志舎 BEST COLLEGES B			200		339	
日本大学理工学部(駿河台1号館)			3,602			
明治学院大学	2,105	2,500		2,380	800	2,218
東海大学 高輪キャンパス			906	900	900	800
読売理工医療福祉専門学校	300					
城北学園(中・高校)	1,000	1,342	1,259	1,060	900	1,350
モード学園 コクーンタワー	700	730	1,960	900	1,206	1,316
早稲田大学本部A	2,117		1,685		2,500	
早稲田大学本部B	3,500		1,200		2,214	
早稲田大学(理工学部)	2,000	2,400				
関東第一高等学校	900	1,239	1,200	1,118		1,160
國學院大学 渋谷キャンパス	2,000		693		2,205	
東洋大学(白山)	2,238		1,000			
立教大学A	2,000	2,200		2,200	2,199	1,462
東京電機大学 東京千住キャンパス						3,144
駒澤大学	2,000				2,444	
大東文化大学	1,811				800	
日本工学院専門学校		1,574	856	2,267	1,706	2,118
東京大学(工学部)			350			
青山学院大学 渋谷キャンパス	800				1,502	
東京都市大学 世田谷キャンパス	1,500	2,600	3,148	2,591	3,600	4,309
日本大学 商学部						1,354
成城大学	1,700	2,300		2,156	1,417	
昭和女子大学	1,700		500			
高千穂大学			1,370			
日本電子専門学校	520	520	490	545	622	551
慶應義塾大学 三田キャンパス			2,140			2,171
国士舘大学			3,000		1,354	3,093

試験会場	平成22年 度春期	平成22年 度秋期	平成23年 度特別	平成23年 度秋期	平成24年 度春期	平成24年 度秋期
お茶の水女子大学	400					
テオーシー五反田		870		1,044		
日本工業大学駒場高等学校	1,101	1,494	900	1,187		
芝浦工業大学中学高等学校	530	854	200	950	500	887
明治大学 和泉キャンパス	2,800	3,800	3,772	3,997	3,897	4,900
立志舎BEST COLLEGES杉並学園本部			252			
目白大学新宿キャンパス	1,400	1,400		1,600	1,600	
芝浦工業大学豊洲キャンパス	600				1,000	
自由ヶ丘学園高等学校		600		600		687
東京電子専門学校(池袋)	800	834	776	800	1,060	1,213
上智大学		1,200				
大原情報ビジネス専門学校	280	240	640	240	360	359
フォーラム8	1,776	2,200	2,353	2,238		
東京都立産業貿易センター(台東館)	2,284	2,556		2,556	2,556	2,556
立教大学B	2,000	1,416	897	962	2,100	
東京医療保健大学五反田キャンパス		507				500
東京医療保健大学世田谷キャンパス	300	300	1,000	614		605
東京流通センター	3,000	3,800	3,764	2,264		
東京国際展示場(会議棟)	1,315	1,400		1,300		
多摩大学目黒中学・高等学校	800	843	810	810		1,020
明治学院高等学校		700		760		762
東京栄養食糧専門学校	690	690	1,380	690		
後藤学園(武蔵野栄養専門学校)	910	900	1,615			980
日本福祉教育専門学校(高田校舎)	570	570	400	570		542
東京総合美容専門学校	600	600	1,116	678	678	678
テオーシー有明	1,000	1,000	1,000	1,000		
東洋学園大学本郷キャンパス	906	900		940	940	550
駿台学園高等学校		719	600			
臨床福祉専門学校		0	600	700	700	700
二松学舎大学		425				
中央工学校	1,460		800		1,400	
東京経済大学	2,100	2,000	450	1,100	1,650	2,603
電気通信大学A		1,250	1,994	1,250	1,500	1,761
成蹊大学	2,600	3,000			2,936	
東京電機大学中学校・高等学校	900	1,000	1,030	1,073		
電気通信大学B		1,100	900	834		830
専門学校東京テクニカルカレッジ		660		670		
明治学院東村山中学・高等学校		900	300	1,132		1,663
東京工学院専門学校	200	200	300	340	490	490
一橋大学			2,367	1,089		
NTT東日本研修センタ	1,100	1,650		1,099		
玉川大学	500		100			522
多摩永山情報教育センター	500					
郁文館高等学校				1,300		
明星学園高等学校				523		762
嘉悦大学	706	211			750	
亜細亜大学	2,500	1,564				
東京学芸大学	1,000		1,853		838	1,734
東京外国語大学	1,481		1,575			
服部栄養専門学校		293		766		
帝京科学大学					1,108	
星美学園短期大学		375				
中央学院大学中央高等学校						496
武蔵野大学 有明キャンパス						1,894
中央大学駿河台記念館						837
ベルサール汐留	1,376	1,400	1,400			
ベルサール秋葉原		950				
ベルサール西新宿	700	700	400	752		
ベルサール八重洲		600				
ベルサール原宿		400				
ベルサール渋谷ファースト		1,296	1,296			
TKP東京駅日本橋ビジネスセンター	742	900	1,304	1,705		
TKP大手町カンファレンスセンター			629			
TKP代々木ビジネスセンター		1,261				
日本大学 法学部 A					335	
日本大学 法学部 B					1,578	
大正大学 巣鴨校舎					1,421	
クロスウェーブ府中			550	400		
河合塾 池袋校舎			240			
中小企業大学校			380			
サンライズビルイベントホール			440			
大手町サンケイプラザ			570			
興和			300			
TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター			1,542	1,600		1,305
TKP渋谷カンファレンスセンター			550			610
TKPガーデンシティ品川			1,502			

試験会場	平成22年度 度春期	平成22年度 度秋期	平成23年度 度特別	平成23年度 度秋期	平成24年度 度春期	平成24年度 度秋期
ベルサール半蔵門			386			
ベルサール飯田橋ファースト			404			
ベルサール新宿			504			
泉ガーデンギャラリー			370			
TKP赤坂ソインタワーカンファレンスセンター				1,300		1,189
日本赤十字看護大学(広尾)				964		
TKP東京駅ビジネスセンター1号館						1,150
機械産業記念事業財団デピア	15	9	9	11	19	
戸山サンライズ(全国身障者)	32	42	33	39	42	34
アクロスあらかわ	9	9	18	10	15	18
タイム24ビル(B)	21	18	11	16	17	
大田区産業プラザ						20
東洋学園大学 本郷キャンパス B						19
アルカディア市ヶ谷(私学会館)			12			
小計	77,194	73,337	77,159	63,519	63,040	62,183

八王子試験地

(単位:人)

試験会場	平成22年度 度春期	平成22年度 度秋期	平成23年度 度特別	平成23年度 度秋期	平成24年度 度春期	平成24年度 度秋期
工学院大学(八王子校舎)	1,669	1,728			925	
日本工学院八王子専門学校	1,972	2,284	3,520	2,288	2,894	2,961
多摩永山情報教育センター		750	500	764		
多摩大学		203		949		
帝京大学	673				1,473	
中央大学多摩キャンパスA						1,354
中央大学多摩キャンパスB						16
恵泉女学園大学						1,237
八王子高等学校	875					
多摩少年院	2			1	2	1
八王子市東浅川保健福祉センター	11	13	10	12	12	
小計	5,202	4,978	4,030	4,014	5,306	5,569
合計	82,396	78,315	81,189	67,533	68,346	67,752

会場借上費:

	平成22年度 度春期	平成22年度 度秋期	平成23年度 度特別	平成23年度 度秋期	平成24年度 度春期	平成24年度 度秋期
会場数	69	70	101	62	53	55
平均額	1,165	1,349	923	1,310	—	—

会場責任者等人数:

職種	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
会場責任者、副責任者	164	163	230	153	138	142
主任監督員、監督員	1,740	1,685	2,966	2,363	2,215	2,413
主任管理員、管理員	1,167	1,071	610	441	386	395
合計	3,071	2,919	3,806	2,957	2,739	2,950

※会場責任者、副責任者については、IPの会場責任者、副責任者数を人数から除いています。
主任監督員以下の職種は、当該試験地の各職種人数に当該試験地の受験申請者数から
IPを除いた受験申請者数の割合を乗じたもので算出しています。

(注記事項)

1. 試験実施に要する備品の詳細については、機構が提供する「会場事務局・管理員マニュアル」を参照してください。
2. 関東支部は平成23年12月に廃止しました。

4 従来の実施における目的の達成の程度

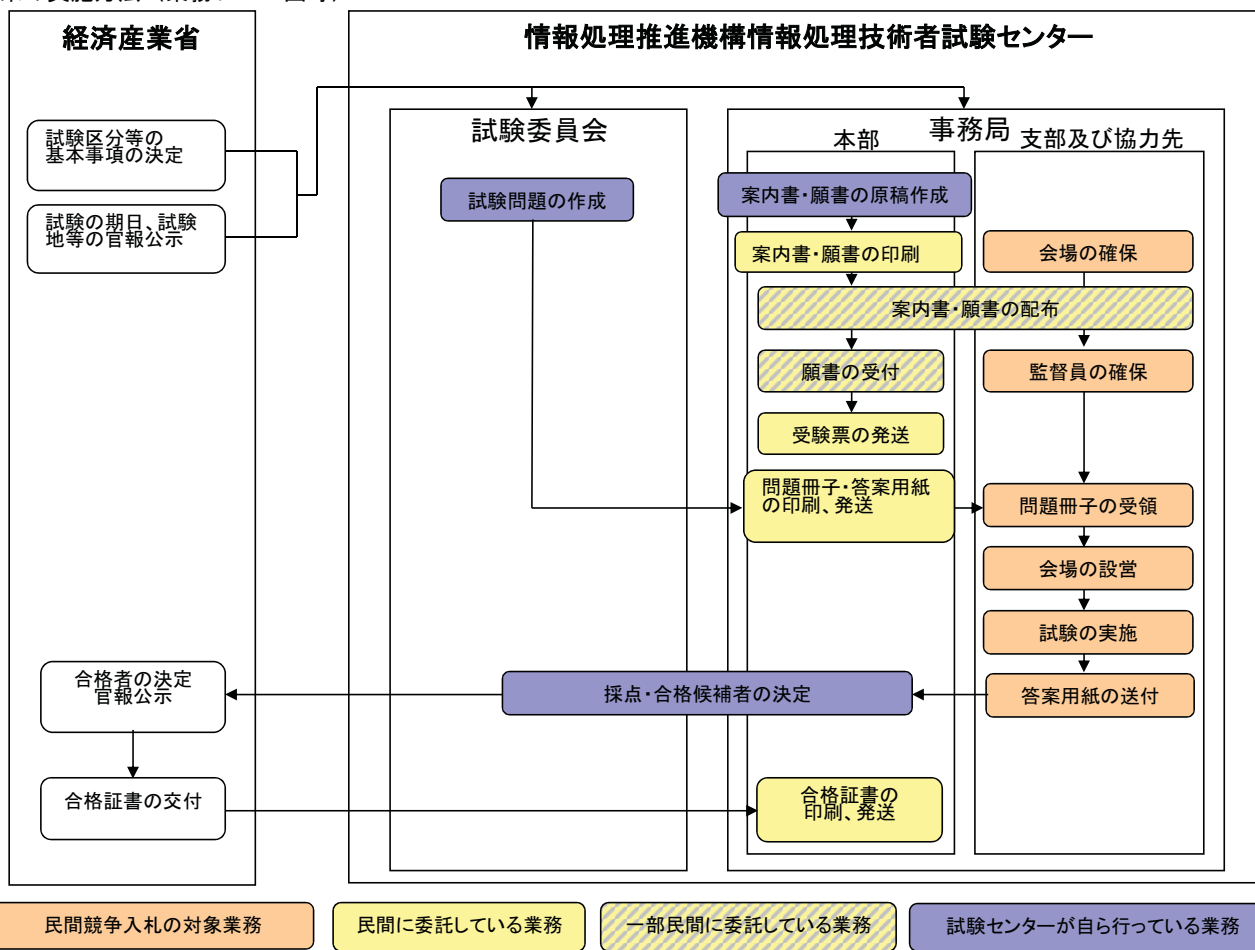
	22年度		23年度		24年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
	関東支部		関東支部		民間事業者	
試験問題の事前漏洩件数	0	0	0	0	0	0
答案用紙の回収漏れ	0	0	0	0	0	0

(注記事項)

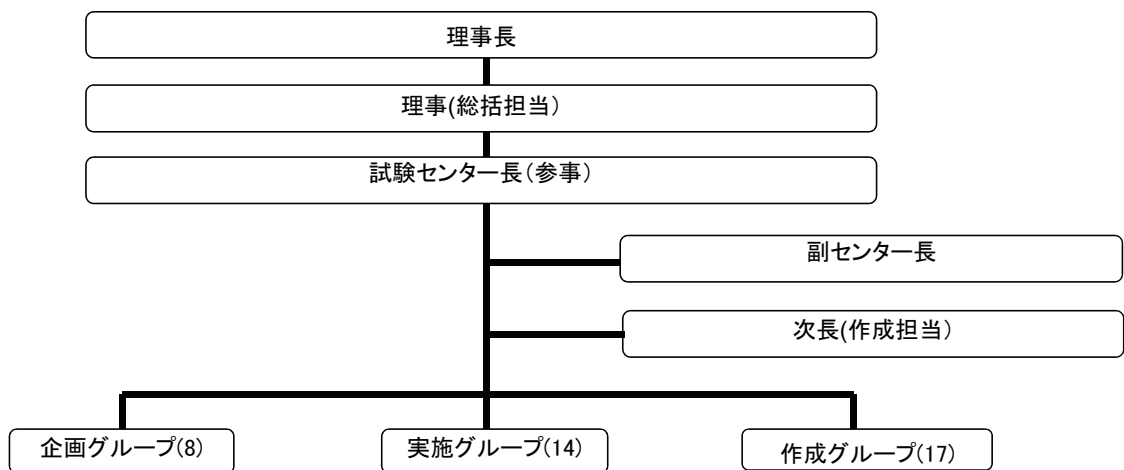
(指標の意義、選定根拠)
昭和44年の試験創設以降、平成24年度秋期試験までの受験申請者総数がのべ1,703万人(合格者数がのべ208万人)に達する中、試験問題の事前漏洩は1件もありません。また、答案用紙の回収率は例年100%となっております。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法（業務フロー図等）



組織図(25年1月現在)



※本部()内は常勤職員、嘱託職員数

(試験実施事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- ①試験会場を確実に確保すること。
- ②問題冊子の事前漏洩は絶対に防止すること。
- ③試験時間の過不足が絶対にならないようにすること。
- ④試験実施マニュアル等を厳格に適用することにより、受験者に対して公平に対応すること。
- ⑤受験申請者の出欠確認は正確に行うこと。
- ⑥受験者の答案用紙及び受験票は全数を回収すること。
- ⑦回収した答案用紙には、絶対に加筆・訂正をしないこと。
- ⑧未使用答案用紙はいかなる理由があっても欠席者・部外者に渡してはならないこと。
- ⑨個人情報の盗難、亡失及び漏洩を防止すること。

(注記事項)試験における取扱数量は下記のとおりです。

	22年度	23年度	24年度	
	関東支部	関東支部	民間事業者	
試験地への問題冊子送付数	164,300	155,500	143,700	
受験票・答案用紙回収数	104,403	93,941	88,908	

1 従来の実施に要した経費 （単位：千円）

		22年度	23年度	24年度
		関東支部	関東支部	民間事業者
人件費	常勤職員	14,217	13,700	—
	非常勤職員	0	0	—
物件費		141,477	134,978	—
委託費等	委託費定額部分	0	0	214,997
	成果報酬等	0	0	—
	監督員等謝金等	115,985	110,551	—
	旅費その他	114	33	—
計(a)		271,793	259,262	214,997
参考値	減価償却費	0	0	—
	退職給付費用	872	1,103	—
(b)	間接部門費	2,072	1,864	—
(a) + (b)		274,737	262,229	214,997

（注記事項）

- ①関東支部は23年12月で廃止しました。
- ②関東支部の業務形態
関東支部の常勤職員等が試験会場の確保、監督員等の確保、当日の試験運営を実施していました。
- ③24年度以降は、市場化テストにより民間事業者が実施しているため、上記経費(a) + (b)の欄は、契約金額を2で除した数字を年間の経費として記載しました。
- ④24年度以降はIP（特別措置者を除く）は実施していません。

2. 各費目の内容

①人件費

以下の経費に業務従事割合、当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。

常勤職員：嘱託手当、超勤手当、社会保険料、介護保険料、雇用保険料
非常勤職員：非常勤職員手当

※ 人員数は「2. 従来の実施に要した人員」をご参照下さい。

②物件費

以下の経費に当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。

試験会場：会場借上料、会場消耗品費等

以下の経費に業務従事割合、当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。

支部事務所：事務所賃借料、水道光熱費、通信運搬費等

※ 借上となる会場については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。

③委託費等

以下の経費に当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。

監督員等謝金等：監督員等謝金等、宿泊費、交際費等

以下の経費に業務従事割合、当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。

旅費その他：国内旅費、業務委託手数料等

※ 請負料を積算する基準となる業務量については、「2. 従来の実施に要した人員」に注記しております。

※ 監督員等の数については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。

3. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下のとおりです。

①減価償却費の算定対象資産、算定方法は、以下のとおりです。

民間事業者において調達すべき資産はないことから計上していません。

②退職給付費用の算定方法は、以下のとおりです。

対象者の退職給付費用に、業務従事割合、当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。

③間接部門費の算定対象部門は、以下のとおりです。

試験センター共通の間接部門としてセンター長、企画グループ及び支部共通の間接部門として実施グループを対象にしており、職員数割合および入札対象業務への業務従事割合等を基準に配賦しております。また支部業務の中の庶務業務も対象とし、業務従事割合を基準に配賦しています。

なお、配賦した金額は、当該試験地の受験申請者割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものです。

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	22年度	23年度	24年度
	関東支部	関東支部	民間事業者
常勤職員	0.286	0.282	—
非常勤職員	0	0	—

(業務従事者に求められる知識・経験等)

試験実施業務の公平・厳正な実施を確保する観点から、国家試験、公的試験又はこれらに類する試験の監督を経験した者であることが望まれます。

(業務の繁閑の状況とその対応)

関東支部では、試験直前の2ヶ月前程度（2月下旬、8月下旬）から、会場責任者等の管理業務、問題冊子・答案用紙の受領と答案用紙の発送に係る準備等の業務が始まり、試験当日まで繁忙となります。

(注記事項)

1. 入札対象業務に年度を通じて直接従事した常勤者及び非常勤者の人数を記載しています。

機構が配置している常勤職員は9名（うち2名は派遣職員）ですが民間競争入札の対象業務以外の業務と兼務しているため、当該業務に携わる比率を考慮して算定されています。人員数は1人の職員が1年間対象業務に従事した場合を1人として算定した数値を記載しています。

対象業務にかかる工数193.7人日÷(年間業務日数250日)に、当該試験地受験申請者割合と当該試験地の受験申請者数からAD及びIPを除いた受験申請者数の割合を乗じた数値を計上しています。

2. 関東支部の職員は、対象業務以外に案内書・願書の配付、応募者の問い合わせ対応、経理・庶務その他バックオフィス業務、水戸・土浦・宇都宮・前橋・新潟・長岡・甲府・長野・静岡・浜松における協力先団体との連絡調整等の業務を実施していました。

3 従来の実施に要した施設及び設備

事務所：なし

設備：なし

試験区分別受験申請者数：平成22年度春期試験～24年度秋期試験の受験申請者数

(単位：人)

実施試験区分	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
システム監査技術者	588		530		1,146	
プロジェクトマネージャ	2,302		2,386		5,375	
データベーススペシャリスト	2,356		2,327		5,064	
エンベデッドシステムスペシャリスト	470		442		1,436	
情報セキュリティスペシャリスト	9,721	9,252	9,783	8,239	9,140	8,336
応用情報技術者	19,610	20,017	19,917	16,389	15,605	15,630
基本情報技術者	24,969	25,698	23,312	19,820	18,194	18,353
ITストラテジスト		860		712		1,814
システムアーキテクト		1,439		1,051		2,647
ネットワークスペシャリスト		8,116		6,587		6,392
ITサービスマネージャ		864		756		1,936
計	60,016	66,246	58,697	53,554	55,960	55,108

ITパスポート	13,103	14,537	12,926	10,557	8	2
合計	73,119	80,783	71,623	64,111	55,968	55,110

試験会場：平成22年度春期試験～24年度秋期試験時に借用した会場

埼玉試験地

(単位：人)

試験会場	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
東京電機大学 鳩山校舎		489		450		
獨協大学	1,790	1,740	2,206	1,100	1,854	1,859
文教大学 越谷校舎						1,003
ものづくり大学	300	790	500	480		
東京理科大学 久喜キャンパス		423		250		
ジェイエイ共済埼玉ビル	834	864		800		
目白大学岩槻キャンパス		463		250		
平成国際大学	350	759	325	350		
国際学院高等学校		562		560		
国際学院埼玉短期大学			500			638
代々木ゼミナール大宮校B館		299				
小松原高等学校		445		382		
埼玉大学	1,800	1,600	3,082	1,144	1,729	1,339
埼玉工業大学	200	250		302	510	
東洋大学朝霞キャンパス	800					
大原簿記情報ビジネス専門学校大宮校	585	380	583		621	415
立教大学(新座校舎)	968					
芝浦工業大学大宮校舎			1,895	767	2,606	1,851
東京国際大学第一キャンパス	1,300		1,615		2,002	
東京国際大学第二キャンパス		968		751		1,501
熊谷商業高等学校						
十文字学園女子大学	300	196		300		
埼玉コンピュータ・医療事務専門学校	200	350	500	150	340	342
大宮ソニックシティビル	661			900		
くすのきホール	500	464	600	600		
聖学院大学	450	731	350	270		1,058
日本工業大学 宮代キャンパス			697			
国立職業リハビリテーションセンター	8	8	12	10	14	8
埼玉県総合リハビリテーションセンター	5	6	6	8	9	8
川越少年刑務所	11	14	10	12	10	11
小計	11,062	11,801	12,881	9,836	9,695	10,033

千葉試験地

(単位:人)

試験会場	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
和洋女子大学	554	552	751	415		
神田外語大学	723	700		677		
千葉工業大学(津田沼校舎)	1,616	1,908		1,609	1,624	1,933
千葉工業大学(芝園校舎)	1,826	2,919	2,806	2,441	2,582	2,335
千葉商科大学	1,850	1,379	2,227	1,231	1,800	1,432
敬愛大学稲毛キャンパス			539		990	1,229
幕張メッセ(国際会議場)	744		498	1,380		
東京情報大学	599	550	1,581	633	1,190	1,034
東邦大学習志野キャンパス	328	1,102				
千葉経済大学	1,080				847	
代々木ゼミナール津田沼校	809	736	592			
植草学園大学・短期大学		395	1,603			
日本大学薬学部		635				616
東京電機大学千葉ニュータウンキャンパス	858	925	2,035	830		500
千葉県青少年女性会館	11	13	2	8	14	12
ホテルグリーンタワー千葉			6			
小計	10,998	11,814	12,640	9,224	9,047	9,091

柏試験地

(単位:人)

試験会場	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
麗澤大学	210					
東洋学園大学	816	537	264	540		
中央学院大学			1,841			
日本大学松戸歯学部	641		433			
日本橋学園大学		445		448		970
東京理科大学野田キャンパス	3,421	3,872		2,793	3,524	2,433
流通経済大学新松戸キャンパス	784	1,055		936	996	1,063
東葛テクノプラザ	2	3	1	4		
小計	5,874	5,912	2,539	4,721	4,520	4,466

横浜試験地

(単位:人)

試験会場	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
川崎市立川崎総合科学高等学校	276	276		276	705	766
明治大学 生田校舎	2,665	2,855	3,814	2,060	3,195	1,781
専修大学 生田校舎	1,300	1,513	797	1,431	2,434	1,163
神奈川大学 横浜キャンパス	2,250		3,311		2,789	
横浜商科大学	1,572		1,000		1,341	
関東学院大学 金沢八景キャンパス	2,191				2,275	
岩崎学園横浜デジタルアート専門学校	618	618	618	800	760	758
岩崎学園 新横浜2号館	320	320		320		
相鉄岩崎学園ビル(横浜西口2号館)	718	794	876	750	741	718
パシフィコ横浜(展示ホールA、B)		3,820		3,793		3,820
パシフィコ横浜(展示ホールC、D)		3,820		3,820		3,820
神奈川県立横浜桜陽高等学校	252	252	714	252		634
横浜市立横浜商業高等学校	216	216		500		
慶応義塾大学 日吉キャンパス	3,600	1,379	586			
慶応義塾大学 日吉キャンパス B		2,895				
國學院大学 たまプラーザキャンパス	1,347	800		1,112	1,490	1,776
東京都市大学 横浜キャンパス	1,158	1,156	1,100	1,076	1,114	1,015
鶴見大学	0	0				
大原法律公務員専門学校 横浜校	360	360	396	360	420	419
代々木ゼミナール横浜校		470		470	470	
東洋英和女学院大学	1,210	1,508		1,370	1,800	2,083
東芝研修センターB	898	898	898	1,000	1,000	1,008
青山学院大学 相模原キャンパス	1,905	2,889	5,277	2,751	3,840	1,278
明治学院大学 横浜キャンパス	1,836	1,836		1,600	1,798	2,036
橘学苑中学校・高等学校	689	689	689			
中央大学横浜山手中学校・高等学校	445					
相模女子大学		816	1,520	401		
桜美林大学			620			
横浜商科大学みどりキャンパス		587				
麻布大学						1,308
和泉短期大学			800			
湘南短期大学(神奈川歯科大学)			980			
外語ビジネス専門学校			542			
総合電子専門学校			718			
アーツカレッジヨコハマ			432			
AOTS横浜研修センター			432			
パシフィコ横浜(アネックスホール)				620		620
パシフィコ横浜(国際会議場)				384		
川崎市南部身体障害者福祉会館	15	17	7	7	9	6
東芝研修センターA	20	23	33	28	29	30
小計	25,861	30,807	26,160	25,181	26,210	25,039

藤沢試験地

(単位:人)

試験会場	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
湘南工科大学	261		1,431	1,109	1,971	1,650
文教大学 湘南キャンパス	1,206					
関東学院大学 小田原キャンパス	445	350				
神奈川大学 湘南ひらつかキャンパス	850	850	672			
藤沢翔陵高等学校		344				561
平塚工科高等学校	599	578				
秀英予備校 藤沢校	579		661	250	587	
日本大学生物資源科学部		891		1,015	1,295	1,504
藤沢産業センター	10	10		13		7
小計	3,950	3,023	2,764	2,387	3,853	3,722

厚木試験地

(単位:人)

試験会場	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
麻布大学	825					
神奈川工科大学	231	899	440	680	1,213	1,648
産業能率大学	193	300		452	764	
厚木中央高等学校・専門学校神奈川総合大学校		715	415	470		605
松蔭大学		513				500
東海大学 湘南キャンパス	900		550			
秀英予備校(厚木校)	116	455	300	597	657	
伊勢原シティプラザ(商工会館)	6	7	8	6	9	6
小計	2,271	2,889	1,713	2,205	2,643	2,759
合計	60,016	66,246	58,697	53,554	55,968	55,110

会場借上費:

(単位:千円)

	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
会場数	72	72	90	64	44	50
平均額	1,069	1,256	945	1,158	—	—

会場責任者等人数:

(単位:人)

職種	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
会場責任者、副責任者	136	141	158	117	119	127
主任監督員、監督員	1,041	1,169	1,697	1,565	1,749	1,807
主任管理員、管理員	698	743	349	292	283	305
合計	1,875	2,053	2,204	1,974	2,151	2,239

※会場責任者、副責任者については、IPの会場責任者、副責任者数を人数から除いています。
主任監督員以下の職種の人数は、当該試験地の各職種人数に当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたもので算出しています。

(注記事項)

1. 試験実施に要する備品の詳細については、機構が提供する「会場事務局・管理員マニュアル」を参照してください。
2. 関東支部は平成23年12月に廃止しました。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	22年度		23年度		24年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
	関東支部		関東支部		民間事業者	
試験問題の事前漏洩件数	0	0	0	0	0	0
答案用紙の回収漏れ	0	0	0	0	0	0

(注記事項)

(指標の意義、選定根拠)

昭和44年の試験創設以降、平成24年度秋期試験までの受験申請者総数がのべ1,703万人(合格者数がのべ208万人)に達する中、試験問題の事前漏洩は1件もありません。また、答案用紙の回収率は例年100%となっております。

5 従来の実施方法等

※従来の実施方法（業務フロー図等）ならびに組織図（25年1月現在）につきましては、33ページを参照願います。

（試験実施事業の目的を達成する観点から重視している事項）

- ① 試験会場を確実に確保すること。
- ② 問題冊子の事前漏洩は絶対に防止すること。
- ③ 試験時間の過不足が絶対にないようにすること。
- ④ 試験実施マニュアル等を厳格に適用することにより、受験者に対して公平に対応すること。
- ⑤ 受験申請者の出欠確認は正確に行うこと。
- ⑥ 受験者の答案用紙及び受験票は全数を回収すること。
- ⑦ 回収した答案用紙には、絶対に加筆・訂正をしないこと。
- ⑧ 未使用答案用紙はいかなる理由があっても欠席者・部外者に渡してはならないこと。
- ⑨ 個人情報の盗難、亡失及び漏洩を防止すること。

（注記事項）試験における取扱数量は下記のとおりです。

	22年度	23年度	24年度	
	関東支部	関東支部	民間事業者	
試験地への問題冊子送付数	134,400	119,900	119,100	
受験票・答案用紙回収数	83,956	71,322	73,559	

従来の実施状況に関する情報の開示（名古屋試験地）

1 従来の実施に要した経費			22年度	23年度	24年度
			中部支部	中部支部	民間事業者
人件費	常勤職員		9,373	7,603	—
	非常勤職員		747	1,029	—
物件費			19,613	18,313	—
委託費等	委託費定額部分		0	0	50,820
	成果報酬等		0	0	—
	監督員等謝金等		16,261	16,258	—
	旅費その他		511	148	—
計(a)			46,505	43,351	50,820
参考値	減価償却費		0	0	—
	退職給付費用		0	0	—
(b) 間接部門費			2,738	2,250	—
(a) + (b)			49,243	45,601	50,820
<p>(注記事項)</p> <p>①中部支部は23年12月で廃止しました。</p> <p>②中部支部の業務形態 中部支部の常勤職員等が試験会場の確保、監督員等の確保、当日の試験運営を実施していました。</p> <p>③24年度以降は、市場化テストにより民間事業者が実施しているため、上記経費(a)+(b)の欄は、契約金額を2で除した数字を年間の経費として記載しました。</p> <p>④24年度以降はIP（特別措置者を除く）は実施していません。</p> <p>2. 各費目の内容</p> <p>①人件費 以下の経費に業務従事割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 常勤職員：嘱託手当、超勤手当、社会保険料、介護保険料、雇用保険料 非常勤職員：非常勤職員手当</p> <p>※ 人員数は「2. 従来の実施に要した人員」をご参照下さい。</p> <p>②物件費 以下の経費に当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 試験会場：会場借上料、会場消耗品費等</p> <p>以下の経費に業務従事割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 支部事務所：事務所賃借料、水道光熱費、通信運搬費等</p> <p>※ 借上となる会場については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。</p> <p>③委託費等 以下の経費に当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 監督員等謝金等：監督員等謝金等、宿泊費、交際費等</p> <p>以下の経費に業務従事割合、当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 旅費その他：国内旅費、業務委託手数料等</p> <p>※ 請負料を積算する基準となる業務量については、「2. 従来の実施に要した人員」に注記しております。 ※ 監督員等の数については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。</p> <p>3. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下のとおりです。</p> <p>①減価償却費の算定対象資産、算定方法は、以下のとおりです。 民間事業者において調達すべき資産はないことから計上していません。</p> <p>②退職給付費用の算定方法は、以下のとおりです。 常勤嘱託のため退職給付費用を計上していません。</p> <p>③間接部門費の算定対象部門は、以下のとおりです。 試験センター共通の間接部門としてセンター長、企画グループ及び支部共通の間接部門として実施グループを対象にしており、職員数割合および入札対象業務への業務従事割合等を基準に配賦しております。また支部業務の中の庶務業務も対象とし、業務従事割合を基準に配賦しています。 なお、配賦した金額は、当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものです。</p>					

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	22年度	23年度	24年度
	中部支部	中部支部	民間事業者
常勤職員	0.503	0.509	—
非常勤職員	0.312	0.434	—

(業務従事者に求められる知識・経験等)

試験実施業務の公平・厳正な実施を確保する観点から、国家試験又はそれに類する試験の監督を経験した者であることが望まれます。

(業務の繁閑の状況とその対応)

中部支部では、試験直前の1ヶ月前程度（3月下旬、9月下旬）から、会場責任者等の管理業務、問題冊子・答案用紙の受領と答案用紙の発送に係る準備等の業務が始まり、試験当日まで繁忙となります。このため、試験用具の配布仕分け、消耗品の買い出し、試験会場教室配置図の作成補助、電話応対などの業務を処理するため、臨時補助員を雇用していました。

(注記事項)

- 入札対象業務に年度を通じて直接従事した常勤者及び非常勤者の人数を記載しています。
 機構が配置していた常勤職員は3名ですが民間競争入札の対象業務以外の業務と兼務していたため、当該業務に携わる比率を考慮して算定されています。人員数は1人の職員が1年間対象業務に従事した場合を1人として算定した数値を記載しています。
 対象業務にかかる工数171.2人日÷(年間業務日数250日)に、当該試験地受験申請者割合と当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じた数値を計上しています。
- 中部支部の職員は、対象業務以外に案内書・願書の配付、応募者の問い合わせ対応、経理・庶務その他バックオフィス業務、富山・金沢・豊橋・岐阜・四日市における協力先団体との連絡調整等の業務を実施していました。
- 中部支部では、試験直前の約1ヶ月間は業務繁忙のため臨時補助員（3名）を雇用していました。

3 従来の実施に要した施設及び設備

事務所：なし

設備：なし

試験区分別受験申請者数：平成22年度春期試験～24年度秋期試験の受験申請者数

実施試験区分	(単位：人)					
	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
システム監査技術者	202		188		171	
プロジェクトマネージャ	884		883		799	
データベーススペシャリスト	987		974		875	
エンベデッドシステムスペシャリスト	547		547		534	
情報セキュリティスペシャリスト	1,378	1,373	1,358	1,183	1,214	1,186
応用情報技術者	3,344	3,464	3,145	2,920	2,776	3,030
基本情報技術者	4,774	5,241	4,786	4,429	4,070	4,368
ITストラテジスト		347		295		319
システムアーキテクト		601		489		418
ネットワークスペシャリスト		1,138		921		896
ITサービスマネージャ		220		199		213
計	12,116	12,384	11,881	10,436	10,439	10,430
ITパスポート	4,262	4,578	3,956	3,781		
合計	16,378	16,962	15,837	14,217	10,439	10,430

試験会場：平成22年度春期試験～24年度秋期試験時に借用した会場

試験会場	(単位：人)					
	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
名古屋工業大学(23号館)	654					
名古屋工業大学A			695	920	1,214	800
名古屋工業大学B	567	599	1,004	382	933	737
名城大学(4号館)	1,280	390	400			
名城大学(共通講義棟南)	1,376	1,371				1,183
名城大学(共通講義棟北)	660					
名城大学(12号館)	432					
東海工業専門学校(金山校)	200	280		275		
名古屋工学院専門学校(3号館)	865	982				800
名古屋工学院専門学校(5号館)	1,015	1,085				
名古屋工学院専門学校(1号館)		90	560	550	500	500
名古屋工学院専門学校(10号館)				415	475	15
名古屋情報メディア専門学校	380	400		500	500	450
HAL名古屋(スパイラルタワーズ)	976	1,113	1,905	1,050	900	750
南山大学	987	710	1,878	1,181	970	
ELICビジネス&公務員専門学校	378	350		345		
愛知産業大学工業高等学校		567	1,097	494		
大同大学(滝春校舎)	200		1,787	316	919	1,339
同朋大学	547	427		488		
名古屋大学(全学教育棟)	1,100	1,684		1,632	1,345	1,327
愛知学院大学(日進キャンパス1号館)						1,108
愛知学院大学(日進キャンパス2号館)		600		300		
中京大学(名古屋キャンパス)		790		775	1,768	420
愛知大学(車道校舎)			727			
愛知大学(名古屋校舎)	200	480	1,820	569		
愛知大学(名古屋校舎)内特別会場		18	8	16		
ウインクあいち(愛知県産業労働センター)	288	448		228	900	1,001
日本福祉大学中央福祉専門学校	11				15	
合計	12,116	12,384	11,881	10,436	10,439	10,430

会場借上費：

(単位：千円)

	平成22年度 春期	平成22年度 春期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
会場数	19	19	18	18	12	13
平均額	398	420	436	393	—	—

会場責任者等人数：

(単位：人)

職種	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
会場責任者、副責任者	40	39	39	38	24	26
主任監督員、監督員	422	463	455	430	474	462
主任管理員、管理員	162	170	162	162	82	108
合計	624	672	656	630	580	596

※会場責任者、副責任者については、IPの会場責任者、副責任者数を人数から除いています。
主任監督員以下の職種の人数は、当該試験地の各職種人数に当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたもので算出しています。

(注記事項)

1. 試験実施に要する備品の詳細については、機構が提供する「会場事務局・管理員マニュアル」を参照してください。
2. 中部支部は平成23年12月に廃止しました。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	22年度		23年度		24年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
	中部支部		中部支部		民間事業者	
試験問題の事前漏洩件数	0	0	0	0	0	0
答案用紙の回収漏れ	0	0	0	0	0	0

(注記事項)

(指標の意義、選定根拠)
昭和44年の試験創設以降、平成24年度秋期試験までの受験申請者総数がのべ1,703万人（合格者数がのべ208万人）に達する中、試験問題の事前漏洩は1件もありません。また、答案用紙の回収率は例年100%となっております。

5 従来の実施方法等

※従来の実施方法（業務フロー図等）ならびに組織図（25年1月現在）につきましては、33ページを参照願います。

（試験実施事業の目的を達成する観点から重視している事項）

- ①試験会場を確実に確保すること。
- ②問題冊子の事前漏洩は絶対に防止すること。
- ③試験時間の過不足が絶対にならないようにすること。
- ④試験実施マニュアル等を厳格に適用することにより、受験者に対して公平に対応すること。
- ⑤受験申請者の出欠確認は正確に行うこと。
- ⑥受験者の答案用紙及び受験票は全数を回収すること。
- ⑦回収した答案用紙には、絶対に加筆・訂正をしないこと。
- ⑧未使用答案用紙はいかなる理由があっても欠席者・部外者に渡してはならないこと。
- ⑨個人情報の盗難、亡失及び漏洩を防止すること。

（注記事項）試験における取扱数量は下記のとおりです。

	22年度	23年度	24年度	
	中部支部	中部支部	民間事業者	
試験地への問題冊子送付数	25,700	23,800	22,100	
受験票・答案用紙回収数	17,230	15,362	14,684	

1 従来の実施に要した経費			(単位：千円)		
			22年度	23年度	24年度
			近畿支部	近畿支部	民間事業者
人件費	常勤職員		13,233	8,636	—
	非常勤職員		1,916	2,781	—
物件費			44,328	53,014	—
委託費等	委託費定額部分		0	0	107,100
	成果報酬等		0	0	—
	監督員等謝金等		36,567	34,111	—
	旅費その他		252	201	—
計(a)			96,296	98,743	107,100
参考値	減価償却費		0	0	—
	退職給付費用		0	0	—
(b) 間接部門費			3,431	2,597	—
(a) + (b)			99,727	101,340	107,100
<p>(注記事項)</p> <p>①近畿支部は23年12月で廃止しました。</p> <p>②近畿支部の業務形態 近畿支部の常勤職員等が試験会場の確保、監督員等の確保、当日の試験運営を実施していました。</p> <p>③24年度以降は、市場化テストにより民間事業者が実施しているため、上記経費(a)+(b)の欄は、契約金額を2で除した数字を年間の経費として記載しました。</p> <p>④24年度以降はIP（特別措置者を除く）は実施していません。</p> <p>2. 各費目の内容</p> <p>①人件費 以下の経費に業務従事割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 常勤職員：嘱託手当、超勤手当、社会保険料、介護保険料、雇用保険料 非常勤職員：非常勤職員手当</p> <p>※ 人員数は「2. 従来の実施に要した人員」をご参照下さい。</p> <p>②物件費 以下の経費に当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 試験会場：会場借上料、会場消耗品費等</p> <p>以下の経費に業務従事割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 支部事務所：事務所賃借料、水道光熱費、通信運搬費等</p> <p>※ 借上となる会場については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。</p> <p>③委託費等 以下の経費に当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 監督員等謝金等：監督員等謝金等、宿泊費、交際費等</p> <p>以下の経費に業務従事割合、当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 旅費その他：国内旅費、業務委託手数料等</p> <p>※ 請負料を積算する基準となる業務量については、「2. 従来の実施に要した人員」に注記しております。 ※ 監督員等の数については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。</p> <p>3. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下のとおりです。</p> <p>①減価償却費の算定対象資産、算定方法は、以下のとおりです。 民間事業者において調達すべき資産はないことから計上していません。</p> <p>②退職給付費用の算定方法は、以下のとおりです。 常勤嘱託のため退職給付費用を計上していません。</p> <p>③間接部門費の算定対象部門は、以下のとおりです。 試験センター共通の間接部門としてセンター長、企画グループ及び支部共通の間接部門として実施グループを対象にしており、職員数割合および入札対象業務への業務従事割合等を基準に配賦しております。また支部業務の中の庶務業務も対象とし、業務従事割合を基準に配賦しています。 なお、配賦した金額は、当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものです。</p>					

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	22年度	23年度	24年度
	近畿支部	近畿支部	民間事業者
常勤職員	0.512	0.519	—
非常勤職員	0.837	1.229	—

(業務従事者に求められる知識・経験等)

試験実施業務の公平・厳正な実施を確保する観点から、国家試験、公的試験又はこれらに類する試験の監督を経験した者であることが望まれます。

(業務の繁閑の状況とその対応)

近畿支部では、試験直前の1ヶ月前程度(3月下旬、9月下旬)から、会場責任者等の管理業務、問題冊子・答案用紙の受領と答案用紙の発送に係る準備等の業務が始まり、試験当日まで繁忙となります。このため、試験用具の配布仕分け、消耗品の買い出し、試験会場教室配置図の作成補助、電話対応などの業務を処理するため、臨時補助員を雇用していました。

(注記事項)

1. 入札対象業務に年度を通じて直接従事した常勤者及び非常勤者の人数を記載しています。

機構が配置している常勤職員は3名(うち1名は派遣職員)ですが民間競争入札の対象業務以外の業務と兼務しているため、当該業務に携わる比率を考慮して算定されています。人員数は1人の職員が1年間対象業務に従事した場合を1人として算定した数値を記載しています。

対象業務にかかる工数166.7人日÷(年間業務日数250日)に、当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じた数値を計上しています。

2. 近畿支部の職員は、対象業務以外に案内書・願書の配付、応募者の問い合わせ対応、経理・庶務その他バックオフィス業務、福井・姫路における協力先団体との連絡調整等の業務を実施していました。

3. 近畿支部では、試験直前の約1ヶ月間は業務繁忙のため臨時補助員(22年度は5名、23年度6名)を雇用していました。

3 従来の実施に要した施設及び設備

事務所：なし

設備：なし

試験区分別受験申請者数：平成22年度春期試験～24年度秋期試験の受験申請者数

(単位：人)

実施試験区分	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
システム監査技術者	751		671			753
プロジェクトマネージャ	2,500		2,557		2,440	
データベーススペシャリスト	2,417		2,349		2,208	
エンベデッドシステムスペシャリスト	1,070		1,061		935	
情報セキュリティスペシャリスト	3,581	3,410	3,558	3,191	3,490	3,330
応用情報技術者	7,869	7,924	7,226	6,778	6,688	7,130
基本情報技術者	11,218	12,345	10,829	10,243	9,119	10,122
ITストラテジスト		1,011		883		940
システムアーキテクト		1,496		1,222		1,344
ネットワークスペシャリスト		3,042		2,636		2,718
ITサービスマネージャ		763		721	669	
計	29,406	29,991	28,251	25,674	25,549	26,337
ITパスポート	8,472	9,420	7,905	7,487	1	11
合計	37,878	39,411	36,156	33,161	25,550	26,348

試験会場：平成22年度春期試験～24年度秋期試験時に借用した会場

大阪試験地

(単位：人)

試験会場	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
大阪国際大学(枚方キャンパス)	370	591	240	580		571
関西大学(千里山第1学舎)					2,222	
関西大学(千里山第2学舎)	1,320	1,787		890		
関西大学(千里山第2学舎3号館)				940		
関西大学(千里山第4学舎)	839	955	3,730			
関西大学(天六学舎)		710		1,402	838	
大阪学院大学	1,777				911	
大阪経済大学(東校地)	1,705	1,130	580	560	1,501	1,624
大阪電気通信大学高等学校	455					
近畿大学	1,100		1,110		2,208	
大阪産業大学(東部キャンパス)	660	1,065		720		970
大阪産業大学(中央キャンパス)		830	1,620		861	460
羽衣国際大学	703	501		505	500	500
HAL大阪	930	885	1,304	1,000	900	900
マイドームおおさか	2,305	2,305		2,038		
阪南大学(本キャンパス)	610	990	1,181	823	800	
摂南大学	2,079		540			
桃山学院大学	530	1,040	2,436	1,189		490
天満研修センター	1,451	1,477	830	1,370		960
太成学院大学高等学校		708	500	500		
大阪大学豊中キャンパス					1,049	
大阪青山大学		1,400		755	700	700
大阪商工会議所	803	480		733		
大阪アカデミア		950	785	1,130		448
大阪電気通信大学(寝屋川キャンパス)			1,960		1,615	
大阪府立大学(中百舌鳥キャンパス)					1,083	
大阪樟蔭女子大学(小阪キャンパス)						1,424
ATC オズ棟南館						562
TKP大阪御堂筋カンファレンスセンター						366
TKP大阪心齋橋カンファレンスセンター						606
大原簿記法律専門学校難波校						529
大原簿記専門学校大阪1号館						500
ECCコンピュータ専門学校						764
日本理工情報専門学校						448
大阪府立大学(羽曳野キャンパス)						400
代々木ゼミナール大阪南校						400
新大阪丸ビル別館						730
新大阪丸ビル本館						178
東海大学付属仰星高等学校						1,143
大阪市職業リハビリテーションセンター	12	13	20	25	23	44
小計	17,649	17,817	16,836	15,160	15,211	15,717

滋賀試験地

(単位:人)

試験会場	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
立命館大学(BKC)コーニングハウス I	601	763		590	491	470
龍谷大学 瀬田キャンパス		646	1,274	610	607	706
小計	601	1,409	1,274	1,200	1,098	1,176

京都試験地

(単位:人)

試験会場	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
京都産業大学	1,013	726	614	572		880
同志社大学(京田辺キャンパス)	539	677	940			
京都女子大学(J校舎)	440	350	330	378	569	550
京都光華女子大学	300					
京都大学	1,216	882			921	
龍谷大学 深草キャンパス		340	848	631		1,217
龍谷大学 深草キャンパス(21号館)				940	1,018	
京都府立総合社会福祉会館(ハートピア京都)	9	5	3	4	2	5
小計	3,517	2,980	2,735	2,525	2,510	2,652

奈良試験地

(単位:人)

試験会場	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
帝塚山大学	582	1,044		875	796	802
帝塚山大学学園前キャンパス	641	600		522	571	
奈良産業大学	448		1,337			576
奈良大学			280			
奈良少年刑務所	10	14	10	11	9	7
小計	1,681	1,658	1,627	1,408	1,376	1,385

神戸試験地

(単位:人)

試験会場	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
大手前大学いたみ稲野キャンパス	400	405	504	490	615	511
大手前大学さくら夙川キャンパス	866	735	904		575	693
神戸市立神港高等学校	350	350		350		
神戸村野工業高等学校	420	420	455	420		617
関西学院大学	1,759	1,770	1,672	547	1,215	
関西学院大学(第五別館)			864	927		
コンピュータ総合学園神戸電子専門学校	1,150	1,100		1,100	923	840
神戸学院大学	493	760	500	409	527	1,094
神戸市外国語大学			392	664	1,117	408
聖トマス大学						800
神戸市立こうべ市民福祉交流センター	10	7	3	9		
小計	5,448	5,547	5,294	4,916	4,972	4,963

和歌山試験地

(単位:人)

試験会場	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
近畿大学生物理工学部	510	580		465	383	455
大原簿記 和歌山			365			
和歌山YMCA			120			
小計	510	580	485	465	383	455

合計	29,406	29,991	28,251	25,674	25,550	26,348
----	--------	--------	--------	--------	--------	--------

会場借上費：

(単位：千円)

	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
会場数	37	38	49	37	30	41
平均額	489	563	560	553	—	—

会場責任者等人数：

(単位：人)

職種	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
会場責任者、副責任者	107	108	136	106	88	122
主任監督員、監督員	885	947	828	787	879	987
主任管理員、管理員	282	293	318	274	234	277
合計	1,274	1,348	1,282	1,167	1,201	1,386

※会場責任者、副責任者については、IPの会場責任者、副責任者数を人数から除いています。
主任監督員以下の職種の人数は、当該試験地の各職種人数に当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたもので算出しています。

(注記事項)

1. 試験実施に要する備品の詳細については、機構が提供する「会場事務局・管理員マニュアル」を参照してください。
2. 近畿支部は平成23年12月に廃止しました。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	22年度		23年度		24年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
	近畿支部		近畿支部		民間事業者	
試験問題の事前漏洩件数	0	0	0	0	0	0
答案用紙の回収漏れ	0	0	0	0	0	0

(注記事項)

(指標の意義、選定根拠)

昭和44年の試験創設以降、平成24年度秋期試験までの受験申請者総数がのべ1,703万人（合格者数がのべ208万人）に達する中、試験問題の事前漏洩は1件もありません。また、答案用紙の回収率は例年100%となっております。

5 従来の実施方法等

※従来の実施方法（業務フロー図等）ならびに組織図（25年1月現在）につきましては、33ページを参照願います。

（試験実施事業の目的を達成する観点から重視している事項）

- ①試験会場を確実に確保すること。
- ②問題冊子の事前漏洩は絶対に防止すること。
- ③試験時間の過不足が絶対にならないようにすること。
- ④試験実施マニュアル等を厳格に適用することにより、受験者に対して公平に対応すること。
- ⑤受験申請者の出欠確認は正確に行うこと。
- ⑥受験者の答案用紙及び受験票は全数を回収すること。
- ⑦回収した答案用紙には、絶対に加筆・訂正をしないこと。
- ⑧未使用答案用紙はいかなる理由があっても欠席者・部外者に渡してはならないこと。
- ⑨個人情報の盗難、亡失及び漏洩を防止すること。

（注記事項）試験における取扱数量は下記のとおりです。

	22年度	23年度	24年度	
	近畿支部	近畿支部	民間事業者	
試験地への問題冊子送付数	65,500	60,800	58,400	
受験票・答案用紙回収数	41,204	36,548	36,182	

従来の実施状況に関する情報の開示（札幌試験地）

1 従来の実施に要した経費		（単位：千円）		
		22年度	23年度	24年度
		北海道支部	民間事業者	民間事業者
人件費	常勤職員	3,781	—	—
	非常勤職員	178	—	—
物件費		4,067	—	—
委託費等	委託費定額部分	0	11,233	11,521
	成果報酬等	0	—	—
	旅費その他	4,159	—	—
計 (a)		12,185	11,233	11,521
参考値	減価償却費	0	—	—
	退職給付費用	0	—	—
(b)		1,897	—	—
(a) + (b)		14,082	11,233	11,521
<p>(注記事項)</p> <p>①北海道支部は平成22年12月で廃止しました。</p> <p>②北海道支部の業務形態 北海道支部の常勤職員等が試験会場の確保、監督員等の確保、当日の試験運営を実施していました。</p> <p>③平成23年度以降は、市場化テストにより民間事業者が実施しているため、上記経費(a)+(b)の欄は、契約金額を3で除した数字を年間の経費として記載しました。なお、平成23年度はIPを実施していますが、IPを実施しなかった平成24年度と同金額であり、運営に支障があったため288千円減額しています。</p> <p>④24年度以降はIP（特別措置者を除く）は実施していません。</p> <p>2. 各費目の内容</p> <p>①人件費 以下の経費に業務従事割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 常勤職員：嘱託手当、超勤手当、社会保険料、介護保険料、雇用保険料 非常勤職員：非常勤職員手当</p> <p>※ 人員数は「2. 従来の実施に要した人員」をご参照下さい。</p> <p>②物件費 以下の経費に当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 試験会場：会場借上料、会場消耗品費等</p> <p>以下の経費に業務従事割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 支部事務所：事務所賃借料、水道光熱費、通信運搬費等</p> <p>※ 借上となる会場については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。</p> <p>③委託費等 以下の経費に当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 監督員等謝金等：監督員等謝金等、宿泊費、交際費等</p> <p>以下の経費に業務従事割合、当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 旅費その他：国内旅費、業務委託手数料等</p> <p>※ 請負料を積算する基準となる業務量については、「2. 従来の実施に要した人員」に注記しております。 ※ 監督員等の数については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。</p> <p>3. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下のとおりです。</p> <p>①減価償却費の算定対象資産、算定方法は、以下のとおりです。 民間事業者において調達すべき資産はないことから計上していません。</p> <p>②退職給付費用の算定方法は、以下のとおりです。 常勤嘱託のため退職給付費用を計上していません。</p> <p>③間接部門費の算定対象部門は、以下のとおりです。 試験センター共通の間接部門としてセンター長、企画グループ及び支部共通の間接部門として実施グループを対象にしており、職員数割合および入札対象業務への業務従事割合等を基準に配賦しております。また支部業務の中の庶務業務も対象とし、業務従事割合を基準に配賦しています。 なお、配賦した金額は、当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものです。</p>				

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	22年度	23年度	24年度
	北海道支部	民間事業者	民間事業者
常勤職員	0.382	—	—
非常勤職員	0.090	—	—

(業務従事者に求められる知識・経験等)

試験実施業務の公平・厳正な実施を確保する観点から、国家試験又はそれに類する試験の監督を経験した者であることが望まれます。

(業務の繁閑の状況とその対応)

北海道支部では、試験直前の1ヶ月前程度(3月下旬、9月下旬)から、会場責任者等の管理業務、問題冊子・答案用紙の受領と答案用紙の発送に係る準備等の業務が始まり、試験当日まで繁忙となります。このため、試験用具の配布仕分け、消耗品の買い出し、試験会場教室配置図の作成補助、電話対応などの業務を処理するため、臨時補助員を雇用していました。

(注記事項)

1. 入札対象業務に年度を通じて直接従事した常勤者及び非常勤者の人数を記載しています。
機構が配置していた常勤職員は2名ですが民間競争入札の対象業務以外の業務と兼務していたため、当該業務に携わる比率を考慮して算定されています。人員数は1人の職員が1年間対象業務に従事した場合を1人として算定した数値を記載しています。
対象業務にかかる工数129人日÷(年間業務日数250日)に、当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じた数値を計上しています。
2. 北海道支部の職員は、対象業務以外に案内書・願書の配付、応募者の問い合わせ対応、経理・庶務その他バックオフィス業務、帯広・旭川・函館における協力先団体との連絡調整等の業務を実施していました。
3. 北海道支部では、試験直前の約1ヶ月間は業務繁忙のため臨時補助員を雇用していました。

3 従来の実施に要した施設及び設備

事務所：なし

設備：なし

試験区分別受験申請者数：平成22年度春期試験～24年度秋期試験の受験申請者数

(単位：人)

実施試験区分	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
システム監査技術者	45		54		60	
プロジェクトマネージャ	247		257		231	
データベーススペシャリスト	289		304		276	
エンベデッドシステムスペシャリスト	103		84		81	
情報セキュリティスペシャリスト	585	643	583	546	525	523
応用情報技術者	1,303	1,376	1,123	1,099	957	1,117
基本情報技術者	1,920	2,527	1,869	2,110	1,667	1,964
ITストラテジスト		83		66		76
システムアーキテクト		167		117		137
ネットワークスペシャリスト		404		321		318
ITサービスマネージャ		90		76		83
計	4,492	5,290	4,274	4,335	3,797	4,218
ITパスポート	1,523	1,907	1,439	1,389		
合計	6,015	7,197	5,713	5,724	3,797	4,218

試験会場：平成22年度春期試験～24年度秋期試験の期間中に借用した会場

(単位：人)

試験会場	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
北海道工業大学	420	324	81			
札幌学院大学	468	457				
北海道情報専門学校	1,068	1,212	1,840			1,054
札幌大学		429				1,241
大原簿記情報専門学校札幌校			704			
北海道大学高等教育推進機構	2,524	2,858	1,200	3,386	3,730	1,028
北海道大学 農学部				864		
北海道大学 理学部				85	67	459
札幌医療福祉デジタル専門学校			439			
代々木ゼミナール 札幌校						436
メディアミックス札幌	12	10	10			
合計	4,492	5,290	4,274	4,335	3,797	4,218

会場借上費：

(単位:千円)

	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
会場数	5	6	8	3	2	5
平均額	287	243	-	-	-	-

会場責任者等人数：

(単位:人)

職種	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
会場責任者、副責任者	12	13	22	9	6	15
主任監督員、監督員	93	110	183	163	158	199
主任管理員、管理員	41	49	29	27	26	37
合計	146	172	234	199	190	251

※会場責任者、副責任者については、IP専用の会場がある場合、IPの会場責任者、副責任者数を人数から除いています。

主任監督員以下の職種の人数は、当該試験地の各職種人数に当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたもので算出しています。

(注記事項)

1. 試験実施に要する備品の詳細については、機構が提供する「会場事務局・管理員マニュアル」を参照してください。
2. 北海道支部は平成22年12月に廃止しました。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	22年度		23年度		24年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
	北海道支部		民間事業者		民間事業者	
試験問題の事前漏洩件数	0	0	0	0	0	0
答案用紙の回収漏れ	0	0	0	0	0	0

(注記事項)

(指標の意義、選定根拠)

昭和44年の試験創設以降、平成24年度秋期試験までの受験申請者総数がのべ1,703万人（合格者数がのべ208万人）に達する中、試験問題の事前漏洩は1件もありません。また、答案用紙の回収率は例年100%となっております。

5 従来の実施方法等

※従来の実施方法（業務フロー図等）ならびに組織図（25年1月現在）につきましては、33ページを参照願います。

（試験実施事業の目的を達成する観点から重視している事項）

- ①試験会場を確実に確保すること。
- ②問題冊子の事前漏洩は絶対に防止すること。
- ③試験時間の過不足が絶対にならないようにすること。
- ④試験実施マニュアル等を厳格に適用することにより、受験者に対して公平に対応すること。
- ⑤受験申請者の出欠確認は正確に行うこと。
- ⑥受験者の答案用紙及び受験票は全数を回収すること。
- ⑦回収した答案用紙には、絶対に加筆・訂正をしないこと。
- ⑧未使用答案用紙はいかなる理由があっても欠席者・部外者に渡してはならないこと。
- ⑨個人情報の盗難、亡失及び漏洩を防止すること。

（注記事項）試験における取扱数量は下記のとおりです。

	22年度	23年度	24年度	
	北海道支部	民間事業者	民間事業者	
試験地への問題冊子送付数	10,800	9,400	9,100	
受験票・答案用紙回収数	7,201	6,379	6,114	

従来の実施状況に関する情報の開示（仙台試験地）

1 従来の実施に要した経費		（単位：千円）		
		22年度	23年度	24年度
		東北支部	民間事業者	民間事業者
人件費	常勤職員	3,343	—	—
	非常勤職員	727	—	—
物件費		4,359	—	—
委託費等	委託費定額部分	0	11,851	11,851
	成果報酬等	0	—	—
	旅費その他	5,364	—	—
計 (a)		13,793	11,851	11,851
参考値	減価償却費	0	—	—
	退職給付費用	0	—	—
(b)		1,725	—	—
(a) + (b)		15,518	11,851	11,851
<p>(注記事項)</p> <p>①東北支部は平成22年12月で廃止しました。</p> <p>②東北支部の業務形態 東北支部の常勤職員等が試験会場の確保、監督員等の確保、当日の試験運営を実施していました。</p> <p>③平成23年度以降は、市場化テストにより民間事業者が実施しているため、上記経費(a)+(b)の欄は、契約金額を3で除した数字を年間の経費として記載しました。そのため、平成23年度はIPを実施していますが、金額はIPを実施しなかった平成24年度と同金額を記載しています。</p> <p>④24年度以降はIP（特別措置者を除く）は実施していません。</p> <p>2. 各費目の内容</p> <p>①人件費 以下の経費に業務従事割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 常勤職員：嘱託手当、超勤手当、社会保険料、介護保険料、雇用保険料 非常勤職員：非常勤職員手当</p> <p>※ 人員数は「2. 従来の実施に要した人員」をご参照下さい。</p> <p>②物件費 以下の経費に当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 試験会場：会場借上料、会場消耗品費等</p> <p>以下の経費に業務従事割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 支部事務所：事務所賃借料、水道光熱費、通信運搬費等</p> <p>※ 借上となる会場については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。</p> <p>③委託費等 以下の経費に当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 監督員等謝金等：監督員等謝金等、宿泊費、交際費等</p> <p>以下の経費に業務従事割合、当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 旅費その他：国内旅費、業務委託手数料等</p> <p>※ 請負料を積算する基準となる業務量については、「2. 従来の実施に要した人員」に注記しております。 ※ 監督員等の数については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。</p> <p>3. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下のとおりです。</p> <p>①減価償却費の算定対象資産、算定方法は、以下のとおりです。 民間事業者において調達すべき資産はないことから計上していません。</p> <p>②退職給付費用の算定方法は、以下のとおりです。 常勤嘱託のため退職給付費用を計上していません。</p> <p>③間接部門費の算定対象部門は、以下のとおりです。 試験センター共通の間接部門としてセンター長、企画グループ及び支部共通の間接部門として実施グループを対象にしており、職員数割合および入札対象業務への業務従事割合等を基準に配賦しております。また支部業務の中の庶務業務も対象とし、業務従事割合を基準に配賦しています。</p>				

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	22年度	23年度	24年度
	東北支部	民間事業者	民間事業者
常勤職員	0.375	—	—
非常勤職員	0.413	—	—

(業務従事者に求められる知識・経験等)

試験実施業務の公平・厳正な実施を確保する観点から、国家試験又はそれに類する試験の監督を経験した者であることが望まれます。

(業務の繁閑の状況とその対応)

東北支部では、試験直前の1ヶ月前程度（3月下旬、9月下旬）から、会場責任者等の管理業務、問題冊子・答案用紙の受領と答案用紙の発送に係る準備等の業務が始まり、試験当日まで繁忙となります。このため、試験用具の配布仕分け、消耗品の買い出し、試験会場教室配置図の作成補助、電話対応などの業務を処理するため、臨時補助員を雇用していました。

(注記事項)

1. 入札対象業務に年度を通じて直接従事した常勤者及び非常勤者の人数を記載しています。

機構が配置している常勤職員は2名（うち1名は派遣職員）ですが民間競争入札の対象業務以外の業務と兼務していたため、当該業務に携わる比率を考慮して算定されています。人員数は1人の職員が1年間対象業務に従事した場合を1人として算定した数値を記載しています。

対象業務にかかる工数127人日÷(年間業務日数250日)に、当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じた数値を計上しています。

2. 東北支部の職員は、対象業務以外に案内書・願書の配付、応募者の問い合わせ対応、経理・庶務その他バックオフィス業務、青森・盛岡・秋田・山形・郡山における協力先団体との連絡調整等の業務を実施していました。

3. 東北支部では、試験直前の約1ヶ月間は業務繁忙のため臨時補助員を雇用していました。

3 従来の実施に要した施設及び設備

事務所：なし

設備：なし

試験区分別受験申請者数：平成22年度春期試験～24年度秋期試験の受験申請者数

(単位：人)

実施試験区分	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
システム監査技術者	49		42		41	
プロジェクトマネージャ	263		230		208	
データベーススペシャリスト	240		242		194	
エンベデッドシステムスペシャリスト	105		70		66	
情報セキュリティスペシャリスト	372	364	339	305	314	296
応用情報技術者	862	822	731	710	628	654
基本情報技術者	1,386	1,673	1,222	1,412	1,198	1,344
ITストラテジスト		81		70		55
システムアーキテクト		134		105		92
ネットワークスペシャリスト		296		244		273
ITサービスマネージャ		67		58		54
計	3,277	3,437	2,876	2,904	2,649	2,768
ITパスポート	1,139	1,254	1,038	964		
合計	4,416	4,691	3,914	3,868	2,649	2,768

試験会場：平成22年度春期試験～24年度秋期試験の期間中に借用した会場

(単位：人)

試験会場	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
東北電子専門学校	895	895			1,418	1,159
東北文化学園大学	1,886	1,960		1,416	1,231	
東北工業大学	490					
聖和学園高等学校 薬師堂キャンパス		579				
仙台保健福祉専門学校			1,222			
仙台医療福祉専門学校(中央校舎本館)			729	708		792
仙台大原簿記専門学校(中央校舎2号館)			311	303		293
仙台医療福祉専門学校(中央校舎3号館)			567	477		524
仙台医療福祉専門学校(中央校舎3号館ANNEX)			47			
仙台合同庁舎	6	3				
合計	3,277	3,437	2,876	2,904	2,649	2,768

会場借上費：

(単位：千円)

	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
会場数	4	4	5	4	2	4
平均額	414	337	-	-	-	-

会場責任者等人数：

(単位：人)

職種	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
会場責任者、副責任者	10	10	12	12	6	12
主任監督員、監督員	141	152	157	151	131	135
主任管理員、管理員	42	41	25	22	15	23
合計	193	203	194	185	152	170

※会場責任者、副責任者については、I Pの会場責任者、副責任者数を人数から除いています。
主任監督員以下の職種の人数は、当該試験地の各職種人数に当該試験地の受験申請者数から
I Pを除いた受験申請者数の割合を乗じたもので算出しています。

(注記事項)

1. 試験実施に要する備品の詳細については、機構が提供する「会場事務局・管理員マニュアル」を参照してください。
2. 東北支部は平成22年12月に廃止しました。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	22年度		23年度		24年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
	東北支部		民間事業者		民間事業者	
試験問題の事前漏洩件数	0	0	0	0	0	0
答案用紙の回収漏れ	0	0	0	0	0	0

(注記事項)

(指標の意義、選定根拠)
昭和44年の試験創設以降、平成24年度秋期試験までの受験申請者総数がのべ1,703万人(合格者数がのべ208万人)に達する中、試験問題の事前漏洩は1件もありません。また、答案用紙の回収率は例年100%となっております。

5 従来の実施方法等

※従来の実施方法（業務フロー図等）ならびに組織図（25年1月現在）につきましては、33ページを参照願います。

（試験実施事業の目的を達成する観点から重視している事項）

- ①試験会場を確実に確保すること。
- ②問題冊子の事前漏洩は絶対に防止すること。
- ③試験時間の過不足が絶対にならないようにすること。
- ④試験実施マニュアル等を厳格に適用することにより、受験者に対して公平に対応すること。
- ⑤受験申請者の出欠確認は正確に行うこと。
- ⑥受験者の答案用紙及び受験票は全数を回収すること。
- ⑦回収した答案用紙には、絶対に加筆・訂正をしないこと。
- ⑧未使用答案用紙はいかなる理由があっても欠席者・部外者に渡してはならないこと。
- ⑨個人情報の盗難、亡失及び漏洩を防止すること。

（注記事項）試験における取扱数量は下記のとおりです。

	22年度	23年度	24年度
	東北支部	民間事業者	民間事業者
試験地への問題冊子送付数	7,700	6,700	6,200
受験票・答案用紙回収数	4,713	3,891	3,885

従来の実施状況に関する情報の開示（広島試験地）

1 従来の実施に要した経費

（単位：千円）

		22年度	23年度	24年度
		民間事業者	民間事業者	民間事業者
人件費	常勤職員	—	—	—
	非常勤職員	—	—	—
物件費		—	—	—
委託費等	委託費定額部分	8,611	9,158	9,158
	成果報酬等	—	—	—
	旅費その他	—	—	—
計(a)		8,611	9,158	9,158
参考値	減価償却費	—	—	—
	退職給付費用	—	—	—
(b)	間接部門費	—	—	—
(a) + (b)		8,611	9,158	9,158

(注記事項)

①中国支部は平成21年6月で廃止しました。

②中国支部の業務形態

中国支部の常勤職員等が試験会場の確保、監督員等の確保、当日の試験運営を実施していました。

③平成21年度秋期試験以降は、市場化テストにより民間事業者が実施しており、また、平成22年度、23年度はIPを実施していますが、上記経費(a)+(b)の欄は、契約金額を年数で除したものを記載しています。

④平成24年度以降は、IP（特別措置者を除く）は実施していません。

※ 試験区分別受験申請者数、借上となる会場、監督員等の数については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	22年度	23年度	24年度
	民間事業者	民間事業者	民間事業者
常勤職員	—	—	—
非常勤職員	—	—	—

(業務従事者に求められる知識・経験等)

試験実施業務の公平・厳正な実施を確保する観点から、国家試験又はそれに類する試験の監督を経験した者であることが望まれます。

(業務の繁閑の状況とその対応)

中国支部では、試験直前の1ヶ月前程度（3月下旬、9月下旬）から、会場責任者等の管理業務、問題冊子・答案用紙の受領と答案用紙の発送に係る準備等の業務が始まり、試験当日まで繁忙となります。このため、試験用具の配布仕分け、消耗品の買い出し、試験会場教室配置図の作成補助、電話対応などの業務を処理するため、臨時補助員を雇用していました。

(注記事項)

1. 中国支部では、試験直前の約1ヶ月間は業務繁忙のため臨時補助員を雇用していました。

3 従来の実施に要した施設及び設備

事務所：なし

設備：なし

試験区分別受験申請者数：平成22年度春期試験～24年度秋期試験の受験申請者数

(単位：人)

実施試験区分	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
システム監査技術者	73		52		44	
プロジェクトマネージャ	242		246		213	
データベーススペシャリスト	233		208		215	
エンベデッドシステムスペシャリスト	89		66		50	
情報セキュリティスペシャリスト	335	323	342	284	316	297
応用情報技術者	843	806	701	691	661	715
基本情報技術者	1,331	1,640	1,304	1,421	1,069	1,314
ITストラテジスト		86		78		65
システムアーキテクト		150		103		110
ネットワークスペシャリスト		361		256		276
ITサービスマネージャ		98		77		79
計	3,146	3,464	2,919	2,910	2,568	2,856
ITパスポート	1,176	1,611	1,115	1,389		
合計	4,322	5,075	4,034	4,299	2,568	2,856

試験会場：平成22年度春期試験～24年度秋期試験の期間中に借用した会場

(単位：人)

試験会場	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
広島工業大学	2,056	2,209	1,304	1,295	841	1,729
広島情報専門学校	350	440	506	420	500	440
県立広島大学	740	815	1,109	1,195	1,227	687
合計	3,146	3,464	2,919	2,910	2,568	2,856

会場借上費：

(単位:千円)

	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
会場数	3	3	3	3	3	3
平均額	-	-	-	-	-	-

会場責任者等人数：

(単位:人)

職 種	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
会場責任者、副責任者	7	8	9	8	9	9
主任監督員、監督員	86	96	124	125	115	123
主任管理員、管理員	14	17	23	23	21	23
合 計	107	121	156	156	145	155

※会場責任者、副責任者については、I Pの会場責任者、副責任者数を人数から除いています。
主任監督員以下の職種の人数は、当該試験地の各職種人数に当該試験地の受験申請者数から
I Pを除いた受験申請者数の割合を乗じたもので算出しています。

(注記事項)

1. 試験実施に要する備品の詳細については、機構が提供する「会場事務局・管理員マニュアル」を参照してください。
2. 中国支部は平成21年6月に廃止しました。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	22年度		23年度		24年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
	民間事業者		民間事業者		民間事業者	
試験問題の事前漏洩件数	0	0	0	0	0	0
答案用紙の回収漏れ	0	0	0	0	0	0

(注記事項)

(指標の意義、選定根拠)
昭和44年の試験創設以降、平成24年度秋期試験までの受験申請者総数がのべ1,703万人(合格者数がのべ208万人)に達する中、試験問題の事前漏洩は1件もありません。また、答案用紙の回収率は例年100%となっております。

5 従来の実施方法等

※従来の実施方法（業務フロー図等）ならびに組織図（25年1月現在）につきましては、33ページを参照願います。

(試験実施事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- ①試験会場を確実に確保すること。
- ②問題冊子の事前漏洩は絶対に防止すること。
- ③試験時間の過不足が絶対にならないようにすること。
- ④試験実施マニュアル等を厳格に適用することにより、受験者に対して公平に対応すること。
- ⑤受験申請者の出欠確認は正確に行うこと。
- ⑥受験者の答案用紙及び受験票は全数を回収すること。
- ⑦回収した答案用紙には、絶対に加筆・訂正をしないこと。
- ⑧未使用答案用紙はいかなる理由があっても欠席者・部外者に渡してはならないこと。
- ⑨個人情報の盗難、亡失及び漏洩を防止すること。

(注記事項) 試験における取扱数量は下記のとおりです。

	22年度	23年度	24年度
	民間事業者	民間事業者	民間事業者
試験地への問題冊子送付数	7,500	6,800	6,700
受験票・答案用紙回収数	4,573	4,051	3,858

従来の実施状況に関する情報の開示（高松試験地）

1 従来の実施に要した経費

（単位：千円）

		22年度	23年度	24年度
		民間事業者	民間事業者	民間事業者
人件費	常勤職員	—	—	—
	非常勤職員	—	—	—
物件費		—	—	—
委託費等	委託費定額部分	4,214	4,019	4,019
	成果報酬等	—	—	—
	旅費その他	—	—	—
計(a)		4,214	4,019	4,019
参考値	減価償却費	—	—	—
	退職給付費用	—	—	—
(b)	間接部門費	—	—	—
(a) + (b)		4,214	4,019	4,019

（注記事項）

①四国支部は平成19年12月で廃止しました。

②四国支部の業務形態

四国支部の常勤職員等が試験会場の確保、監督員等の確保、当日の試験運営を実施していました。

③平成20年度以降は、市場化テストにより民間事業者が実施しており、また、平成22年度、23年度はIPを実施していますが、上記経費(a) + (b)の欄は、契約金額を年数で除したものを記載しています。

④平成24年度以降は、IP（特別措置者を除く）は実施していません。

※ 試験区分別受験申請者数、借上となる会場、監督員等の数については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	22年度	23年度	24年度
	民間事業者	民間事業者	民間事業者
常勤職員	—	—	—
非常勤職員	—	—	—

(業務従事者に求められる知識・経験等)

試験実施業務の公平・厳正な実施を確保する観点から、国家試験又はそれに類する試験の監督を経験した者であることが望まれます。

(業務の繁閑の状況とその対応)

四国支部では、試験直前の1ヶ月前程度（3月下旬、9月下旬）から、会場責任者等の管理業務、問題冊子・答案用紙の受領と答案用紙の発送に係る準備等の業務が始まり、試験当日まで繁忙となります。このため、試験用具の配布仕分け、消耗品の買い出し、試験会場教室配置図の作成補助、電話対応などの業務を処理するため、臨時補助員を雇用していました。

(注記事項)

1. 四国支部では、試験直前の約1ヶ月間は業務繁忙のため臨時補助員を雇用していました。

3 従来の実施に要した施設及び設備

事務所：なし

設備：なし

試験区分別受験申請者数：平成22年度春期試験～24年度秋期試験の受験申請者数

(単位：人)

実施試験区分	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
システム監査技術者	16		22		17	
プロジェクトマネージャ	94		96		84	
データベーススペシャリスト	76		66		59	
エンベデッドシステムスペシャリスト	13		12		7	
情報セキュリティスペシャリスト	86	95	106	112	118	108
応用情報技術者	220	249	224	196	179	196
基本情報技術者	335	379	324	307	316	364
ITストラテジスト		37		36		33
システムアーキテクト		51		44		38
ネットワークスペシャリスト		70		70		81
ITサービスマネージャ		33		27		27
計	840	914	850	792	780	847
ITパスポート	306	262	270	237		
合計	1,146	1,176	1,120	1,029	780	847

試験会場：平成22年度春期試験～24年度秋期試験の期間中に借用した会場

(単位：人)

試験会場	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
香川大学教育学部	840				780	
英明高等学校		914		792		847
香川大学工学部			850			
合計	840	914	850	792	780	847

会場借上費：

(単位：千円)

	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
会場数	1	1	2	1	1	1
平均額	-	-	-	-	-	-

会場責任者等人数：

(単位：人)

職種	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
会場責任者、副責任者	1	1	2	1	2	2
主任監督員、監督員	25	40	42	38	36	62
主任管理員、管理員	5	6	9	10	8	7
合計	31	48	53	49	46	71

※会場責任者、副責任者については、IPの会場責任者、副責任者数を人数から除いています。
主任監督員以下の職種の人数は、当該試験地の各職種人数に当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたもので算出しています。

(注記事項)

1. 試験実施に要する備品の詳細については、機構が提供する「会場事務局・管理員マニュアル」を参照してください。
2. 四国支部は平成19年12月に廃止しました。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	22年度		23年度		24年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
	民間事業者		民間事業者		民間事業者	
試験問題の事前漏洩件数	0	0	0	0	0	0
答案用紙の回収漏れ	0	0	0	0	0	0

(注記事項)

(指標の意義、選定根拠)
昭和44年の試験創設以降、平成24年度秋期試験までの受験申請者総数がのべ1,703万人(合格者数がのべ208万人)に達する中、試験問題の事前漏洩は1件もありません。また、答案用紙の回収率は例年100%となっております。

5 従来の実施方法等

※従来の実施方法（業務フロー図等）ならびに組織図（25年1月現在）につきましては、33ページを参照願います。

(試験実施事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- ①試験会場を確実に確保すること。
- ②問題冊子の事前漏洩は絶対に防止すること。
- ③試験時間の過不足が絶対にないようにすること。
- ④試験実施マニュアル等を厳格に適用することにより、受験者に対して公平に対応すること。
- ⑤受験申請者の出欠確認は正確に行うこと。
- ⑥受験者の答案用紙及び受験票は全数を回収すること。
- ⑦回収した答案用紙には、絶対に加筆・訂正をしないこと。
- ⑧未使用答案用紙はいかなる理由があっても欠席者・部外者に渡してはならないこと。
- ⑨個人情報の盗難、亡失及び漏洩を防止すること。

(注記事項) 試験における取扱数量は下記のとおりです。

	22年度	23年度	24年度	
	民間事業者	民間事業者	民間事業者	
試験地への問題冊子送付数	2,400	2,500	2,400	
受験票・答案用紙回収数	1,278	1,180	1,220	

従来の実施状況に関する情報の開示（福岡試験地）

1 従来の実施に要した経費			(単位：千円)		
			22年度	23年度	24年度
			九州支部	民間事業者	民間事業者
人件費	常勤職員		8,897	—	—
	非常勤職員		474	—	—
物件費			6,298	—	—
委託費等	委託費定額部分		0	16,788	16,788
	成果報酬等		0	—	—
	旅費その他		5,739	—	—
計(a)			21,408	16,788	16,788
参考値	減価償却費		0	—	—
	退職給付費用		0	—	—
(b)	間接部門費		2,738	—	—
(a) + (b)			24,146	16,788	16,788
(注記事項)					
①九州支部は平成22年12月で廃止しました。					
②九州支部の業務形態 九州支部の常勤職員等が試験会場の確保、監督員等の確保、当日の試験運営を実施していました。					
③平成23年度以降は、市場化テストにより民間事業者が実施しているため、上記経費(a) + (b)の欄は、契約金額を3で除した数字を年間の経費として記載しました。そのため、平成23年度はIPを実施していますが、金額はIPを実施しなかった平成24年度と同金額を記載しています。					
④24年度以降はIP（特別措置者を除く）は実施していません。					
2. 各費目の内容					
①人件費 以下の経費に業務従事割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 常勤職員：嘱託手当、超勤手当、社会保険料、介護保険料、雇用保険料 非常勤職員：非常勤職員手当					
※ 人員数は「2. 従来の実施に要した人員」をご参照下さい。					
②物件費 以下の経費に当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 試験会場：会場借上料、会場消耗品費等 以下の経費に業務従事割合並びに当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 支部事務所：事務所賃借料、水道光熱費、通信運搬費等					
※ 借上となる会場については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。					
③委託費等 以下の経費に当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 監督員等謝金等：監督員等謝金等、宿泊費、交際費等 以下の経費に業務従事割合、当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたものを計上しています。 旅費その他：国内旅費、業務委託手数料等					
※ 請負料を積算する基準となる業務量については、「2. 従来の実施に要した人員」に注記しております。					
※ 監督員等の数については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。					
3. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下のとおりです。					
①減価償却費の算定対象資産、算定方法は、以下のとおりです。 民間事業者において調達すべき資産はないことから計上していません。					
②退職給付費用の算定方法は、以下のとおりです。 常勤嘱託のため退職給付費用を計上していません。					
③間接部門費の算定対象部門は、以下のとおりです。 試験センター共通の間接部門としてセンター長、企画グループ及び支部共通の間接部門として実施グループを対象にしており、職員数割合および入札対象業務への業務従事割合等を基準に配賦しております。また支部業務の中の庶務業務も対象とし、業務従事割合を基準に配賦しています。					

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	22年度	23年度	24年度
	九州支部	民間事業者	民間事業者
常勤職員	0.393	—	—
非常勤職員	0.243	—	—

(業務従事者に求められる知識・経験等)

試験実施業務の公平・厳正な実施を確保する観点から、国家試験又はそれに類する試験の監督を経験した者であることが望まれます。

(業務の繁閑の状況とその対応)

九州支部では、試験直前の1ヶ月前程度(3月下旬、9月下旬)から、会場責任者等の管理業務、問題冊子・答案用紙の受領と答案用紙の発送に係る準備等の業務が始まり、試験当日まで繁忙となります。このため、試験用具の配布仕分け、消耗品の買い出し、試験会場教室配置図の作成補助、電話対応などの業務を処理するため、臨時補助員を雇用していました。

(注記事項)

1. 入札対象業務に年度を通じて直接従事した常勤者及び非常勤者の人数を記載しています。

機構が配置している常勤職員は3名ですが民間競争入札の対象業務以外の業務と兼務しているため、当該業務に携わる比率を考慮して算定されています。人員数は1人の職員が1年間対象業務に従事した場合を1人として算定した数値を記載しています。

対象業務にかかる工数130.7人日÷(年間業務日数250日)に、当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じた数値を計上しています。

2. 九州支部の職員は、対象業務以外に案内書・願書の配付、応募者の問い合わせ対応、経理・庶務その他バックオフィス業務、北九州・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島における協力先団体との連絡調整等の業務を実施していました。

3. 九州支部では、試験直前の約1ヶ月間は業務繁忙のため臨時補助員を雇用していました。

3 従来の実施に要した施設及び設備

事務所：なし

設備：なし

試験区分別受験申請者数：平成22年度春期試験～24年度秋期試験の受験申請者数

(単位：人)

実施試験区分	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
システム監査技術者	67		67		75	
プロジェクトマネージャ	384		363		357	
データベーススペシャリスト	409		394		370	
エンベデッドシステムスペシャリスト	124		105		96	
情報セキュリティスペシャリスト	656	602	649	531	593	540
応用情報技術者	1,489	1,415	1,279	1,274	1,168	1,265
基本情報技術者	2,162	2,691	2,047	2,387	1,987	2,253
ITストラテジスト		127		113		117
システムアーキテクト		226		163		164
ネットワークスペシャリスト		539		452		482
ITサービスマネージャ		99		88		94
計	5,291	5,699	4,904	5,008	4,646	4,915
ITパスポート	1,627	1,989	1,668	1,549		
合計	6,918	7,688	6,572	6,557	4,646	4,915

試験会場：平成22年度春期試験～24年度秋期試験の期間中に借用した会場

(単位：人)

試験会場	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
福岡工業大学 1	2,167	2,694		1,413	1,990	3,650
福岡工業大学 2	982	989		1,251		
純真学園大学(東和大学)	844	718	756			
第一薬科大学			1,279			
KCS福岡情報専門学校	1,298	1,298	1,473	1,070	1,167	1,265
九州産業大学			1,396	1,274		
西南学院大学					1,489	
合計	5,291	5,699	4,904	5,008	4,646	4,915

会場借上費：

(単位：千円)

	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
会場数	4	4	5	4	3	2
平均額	537	563	-	-	-	-

会場責任者等人数：

(単位：人)

職種	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
会場責任者、副責任者	7	7	15	12	9	6
主任監督員、監督員	151	165	172	180	180	217
主任管理員、管理員	60	51	36	28	35	37
合計	218	223	223	220	224	260

※会場責任者、副責任者については、IPの会場責任者、副責任者数を人数から除いています。
主任監督員以下の職種の人数は、当該試験地の各職種人数に当該試験地の受験申請者数から
IPを除いた受験申請者数の割合を乗じたもので算出しています。

(注記事項)

1. 試験実施に要する備品の詳細については、機構が提供する「会場事務局・管理員マニュアル」を参照してください。
2. 九州支部は平成22年12月に廃止しました。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	22年度		23年度		24年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
	九州支部		民間事業者		民間事業者	
試験問題の事前漏洩件数	0	0	0	0	0	0
答案用紙の回収漏れ	0	0	0	0	0	0

(注記事項)

(指標の意義、選定根拠)
昭和44年の試験創設以降、平成24年度秋期試験までの受験申請者総数がのべ1,703万人(合格者数がのべ208万人)に達する中、試験問題の事前漏洩は1件もありません。また、答案用紙の回収率は例年100%となっております。

5 従来の実施方法等

※従来の実施方法（業務フロー図等）ならびに組織図（25年1月現在）につきましては、33ページを参照願います。

（試験実施事業の目的を達成する観点から重視している事項）

- ①試験会場を確実に確保すること。
- ②問題冊子の事前漏洩は絶対に防止すること。
- ③試験時間の過不足が絶対にならないようにすること。
- ④試験実施マニュアル等を厳格に適用することにより、受験者に対して公平に対応すること。
- ⑤受験申請者の出欠確認は正確に行うこと。
- ⑥受験者の答案用紙及び受験票は全数を回収すること。
- ⑦回収した答案用紙には、絶対に加筆・訂正をしないこと。
- ⑧未使用答案用紙はいかなる理由があっても欠席者・部外者に渡してはならないこと。
- ⑨個人情報の盗難、亡失及び漏洩を防止すること。

（注記事項）試験における取扱数量は下記のとおりです。

	22年度	23年度	24年度
	九州支部	民間事業者	民間事業者
試験地への問題冊子送付数	11,700	10,600	10,000
受験票・答案用紙回収数	7,595	6,679	6,736

従来の実施状況に関する情報の開示（那覇試験地）

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)		
		22年度	23年度	24年度
		民間事業者	民間事業者	民間事業者
人件費	常勤職員	—	—	—
	非常勤職員	—	—	—
物件費		—	—	—
委託費等	委託費定額部分	3,333	4,687	4,687
	成果報酬等	—	—	—
	旅費その他	—	—	—
計(a)		3,333	4,687	4,687
参考値	減価償却費	—	—	—
	退職給付費用	—	—	—
(b)	間接部門費	—	—	—
(a) + (b)		3,333	4,687	4,687
(注記事項)				
①沖縄支部は19年12月で廃止しました。				
②沖縄支部の業務形態 支部業務全般を那覇商工会議所への請負契約としていたため、那覇商工会議所職員が試験会場の確保、監督員等の確保、当日の試験運営を実施していました。				
③平成20年度以降は、市場化テストにより民間事業者が実施しており、また、平成22年度、23年度はIPを実施していますが、上記経費(a) + (b)の欄は、契約金額を年数で除したものを記載しています。				
④平成24年度以降は、IP（特別措置者を除く）は実施していません。				
※ 試験区分別受験申請者数、借上となる会場、監督員等の数については、「3. 従来の実施に要した施設及び設備」をご参照下さい。				

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	22年度	23年度	24年度
	民間事業者	民間事業者	民間事業者
常勤職員	—	—	—
非常勤職員	—	—	—

(業務従事者に求められる知識・経験等)

試験実施業務の公平・厳正な実施を確保する観点から、国家試験又はそれに類する試験の監督を経験した者であることが望まれます。

(業務の繁閑の状況とその対応)

沖縄支部では、一括して支払う請負料の範囲内で業務の繁忙に対応していました。

(注記事項)

3 従来の実施に要した施設及び設備

事務所：なし

設備：なし

試験区分別受験申請者数：平成22年度春期試験～24年度秋期試験の受験申請者数

(単位：人)

実施試験区分	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
システム監査技術者	8		8		11	
プロジェクトマネージャ	54		65		49	
データベーススペシャリスト	59		67		50	
エンベデッドシステムスペシャリスト	38		25		13	
情報セキュリティスペシャリスト	112	141	120	110	108	114
応用情報技術者	332	361	317	311	274	309
基本情報技術者	624	819	634	634	560	643
ITストラテジスト		19		10		10
システムアーキテクト		24		15		15
ネットワークスペシャリスト		97		66		73
ITサービスマネージャ		13		12		19
計	1,227	1,474	1,236	1,158	1,065	1,183
ITパスポート	860	945	901	772		
合計	2,087	2,419	2,137	1,930	1,065	1,183

試験会場：平成22年度春期試験～24年度秋期試験の期間中に借用した会場

(単位：人)

試験会場	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
沖縄大学	624	1,014	1,157	693	1,065	1,183
県立那覇商業高等学校	603					
県立南部商業高等学校		460	79	465		
合計	1,227	1,474	1,236	1,158	1,065	1,183

会場借上費：

(単位:千円)

	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
会場数	2	2	3	2	1	1
平均額	-	-	-	-	-	-

会場責任者等人数：

(単位:人)

職種	平成22年度 春期	平成22年度 秋期	平成23年度 特別	平成23年度 秋期	平成24年度 春期	平成24年度 秋期
会場責任者、副責任者	4	4	4	6	3	3
主任監督員、監督員	31	35	53	53	35	42
主任管理員、管理員	5	5	7	5	4	6
合計	40	44	64	64	42	51

※会場責任者、副責任者については、IPの会場責任者、副責任者数を人数から除いています。
主任監督員以下の職種の人数は、当該試験地の各職種人数に当該試験地の受験申請者数からIPを除いた受験申請者数の割合を乗じたもので算出しています。

(注記事項)

1. 試験実施に要する備品の詳細については、機構が提供する「会場事務局・管理員マニュアル」を参照してください。
2. 沖繩支部は平成19年度に廃止しました。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	22年度		23年度		24年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
	民間事業者		民間事業者		民間事業者	
試験問題の事前漏洩件数	0	0	0	0	0	0
答案用紙の回収漏れ	0	0	0	0	0	0

(注記事項)

(指標の意義、選定根拠)
昭和44年の試験創設以降、平成24年度秋期試験までの受験申請者総数がのべ1,703万人(合格者数がのべ208万人)に達する中、試験問題の事前漏洩は1件もありません。また、答案用紙の回収率は例年100%となっております。

5 従来の実施方法等

※従来の実施方法（業務フロー図等）ならびに組織図（25年1月現在）につきましては、33ページを参照願います。

(試験実施事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- ①試験会場を確実に確保すること。
- ②問題冊子の事前漏洩は絶対に防止すること。
- ③試験時間の過不足が絶対にならないようにすること。
- ④試験実施マニュアル等を厳格に適用することにより、受験者に対して公平に対応すること。
- ⑤受験申請者の出欠確認は正確に行うこと。
- ⑥受験者の答案用紙及び受験票は全数を回収すること。
- ⑦回収した答案用紙には、絶対に加筆・訂正をしないこと。
- ⑧未使用答案用紙はいかなる理由があっても欠席者・部外者に渡してはならないこと。
- ⑨個人情報の盗難、亡失及び漏洩を防止すること。

(注記事項) 試験における取扱数量は下記のとおりです。

	22年度	23年度	24年度	
	民間事業者	民間事業者	民間事業者	
試験地への問題冊子送付数	3,600	3,400	3,200	
受験票・答案用紙回収数	2,095	1,762	1,667	